

「市町村子ども・子育て支援事業計画」
作成時の利用希望などの把握について

1. 制度上の位置付け

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、計画期間（5年間）について「量の見込み」と「確保の内容」・「実施時期」を記載。
 - 「量の見込み」は、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定。
←「今後の利用希望」を把握するためには、住民に対する利用希望の調査が必要。
 - 昨年8月に成立した子ども・子育て支援法においては、
 - ・子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向などを勘案して作成、
 - ・子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して作成するように努めるものとする、ことを法定し、市町村による住民の利用希望などの把握を明記。
- 子ども・子育て支援新制度では、住民の利用希望の把握の必要性が高い。
※次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画には、上記の規定はなし。

<子ども・子育て支援法第62条(抄)>

- 1 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

2. 利用希望などの把握にかかる考え方について

(1) 利用希望の把握の主体

○新制度の実施主体たる市町村が、具体的な内容を決定。

※利用希望の把握の実施時期、実施方法など

○国は、新制度の趣旨に照らし、下記を実施。

①各市町村の事業計画に「量の見込み」が適切に設定されるよう、利用希望の把握方法のひな形を提示。

※各市町村は、上記のひな形を踏まえて具体的な内容を決定。

②各市町村が作成する事業計画において設定される「量の見込み」について、「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を踏まえて設定することを、国の基本指針に規定。

(2) 利用希望の把握方法

①対象年齢

○新制度は、「幼児期の学校教育」・「保育」・「地域の子育て支援」の3本柱。

・「幼児期の学校教育」・「保育」 → 対象年齢は就学前の子ども（0～5歳）

・「地域の子育て支援」 → 対象年齢は、放課後児童クラブ（小学生）を除き、概ね就学前の子ども（0～5歳）

→ 利用希望の把握は、就学前の子ども（0～5歳）を主たる対象としてはどうか。

※放課後児童クラブについては、自治体の調査・集計負担を軽減する観点から、利用希望の把握の対象は、5歳以上の就学前の子どもを基本とするが、地域の実情を踏まえ、自治体の判断で現在の利用児童について高学年の利用希望を別途把握することとしてはどうか。

②把握方法

- ・対象年齢の子どもがいる世帯へのアンケート調査。（→抽出調査が基本）
- ・具体的な抽出方法は、各市町村において設定。

③把握する具体的な項目

1) 利用希望を把握する事業の区分・・・就学前の子ども（0～5歳）

「幼児期の学校教育」・「保育」 → 定期的な利用が主。

（例：月～金又は土の利用で1日○時間／月・水・金・土の利用で月△時間 など）

「地域の子育て支援」 → その都度の利用が主。

（例：地域子育て支援拠点事業を週○日程度利用 など）

「幼児期の学校教育」・「保育」と「地域の子育て支援」とでは、利用実態・希望に差があることから、「定期的に利用する事業」、「その都度の不定期で利用する事業」の大きく2グループに分けて項目を整理してはどうか。

つづく

→

★「幼児期の学校教育」に含まれる事業・・・

幼稚園、認定こども園（標準時間）

※幼稚園における「預かり保育」については、利用の有無や利用状況を区別して把握。

★「保育」に含まれる事業・・・

認可保育所、認定こども園（長時間利用）、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育、自治体が独自に認証・認定した保育施設、その他の認可外保育施設 など

☆「地域の子育て支援」に含まれる事業・・・

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業 など

2) 1) の各区分に応じて「現在の利用状況」＋「今後の利用希望」を把握。

→ 現在の利用状況のまま／現在利用している事業について利用頻度を変更したい／現在は利用していないが今後は利用したい など

※一歳まで育児休業を取得できた場合の利用開始の希望時期を併せて把握。

3) 「保育」は就労状況によって利用可否が変わる

※新制度では保育の必要性の認定は保護者の就労が主たる要件。

今後の就労希望を調査。

→ ・就労を希望する時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。

つづく

④検討に際して考慮すべき点

○次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画策定時の調査における課題点について（これまでに寄せられた意見と対応方針）

＜実際の必要量よりも見込み量が多く出る傾向との意見＞

- ・保育の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。
（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・放課後児童クラブの必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（「働きたい」と希望しても、実際の就労に結びつかないケースがある／利用料の記載がない など）
- ・その他の事業（一時預かり、病児・病後児保育等）の必要量が実際の利用状況に比べて高く出る傾向が見られる。（類似の機能を有する事業について、事業ごとに利用希望を聞いている／利用料の記載がない など）

-
- ・一定の利用料が発生することを明記。
 - ・就労希望の時期や就労形態等について複数の選択肢を付して聞く。
 - ・同趣旨の事業の利用希望についてはまとめて把握し、実施する事業の振り分けについては、各自治体が裁量を持てる形にする。

<見込み量が十分ではないとの意見>

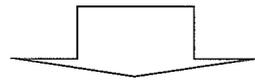
- ・子育て家庭の孤立化が進んでいる。
- ・地域の子育て支援の認知度が十分でなく、質が十分でないため、利用希望が出にくい。

「地域の子育て支援」（放課後児童クラブ含む。）

(

○調査項目を増やしてきめ細かな調査をしたいという自治体と、項目を絞ってわかりやすくしたい（簡略で回答しやすい調査）という自治体の双方あり。

量の見込みの推計上必要な項目（＝全国共通）を明確化しつつ、必要に応じて、項目を追加あるいは、絞り込みができるような仕組みが必要。



→

いずれにせよ、実施主体たる市町村の意見を反映しながら検討することが必要。

3. 「調査票のイメージ（たたき台）」に対していただいた主なご意見と対応方針（案）

	ご意見	対応案
たたき台全般に関するご意見		
1	回答者が、子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨・考え方を理解して回答できるよう、冒頭に記載を入れるべきではないか	冒頭に子ども・子育て支援の意義や制度の趣旨等を説明する記述を追加
2	回答者が、調査が自治体の計画づくりのために行われることを理解して回答できるよう、冒頭で調査の目的についての記載を入れるべきではないか	調査の目的を説明する記述を追加 ※回答者個人の利用に影響しないことについても付記
3	「子育て」「教育」など用語の整理をしないと回答者が混乱するのではないか	調査票の冒頭に、「子育て」「教育」などの定義の記載を追加
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 回答者の負担を減らすため、設問を絞り込み、もっと簡潔な調査とすべきではないか ・ 詳細な分析を可能意図するため設問（同居・近居の親族の状況、許容できる利用料の水準、自宅から通える距離等）を追加すべきではないか ・ 調査の具体的な内容については市町村が決定とのことだが、市町村の判断で省略や変更が可能な設問と、そうではない設問の区別を示して欲しい 	調査票のイメージについての議論を整理した上で、必須項目とそれ以外の区分けを行う

	ご意見	対応案
5	調査結果の集計方法や市町村子ども・子育て支援事業計画への記載方法について地方公共団体の担当職員用の作業の手引きを示して欲しい	調査票のイメージについて整理した上で、作業の手引きについても提示を検討
6	市町村で調査票の検討を行う際の情報として、各設問を設けた趣旨がわかるようにして欲しい	「5」の作業の手引きと合わせて設問の趣旨の記載を検討
7	出産前の母子手帳取得者に対しても利用希望について把握をすべきではないか	自治体からは積極的な意見と消極的な意見の双方が出されているが、 ・把握方法については、出産前の方に出産後の確かな利用希望を求めるのは負担が大きく困難ではないか ・対象者の選定に慎重な配慮が必要であり、事務負担にも留意が必要 などのご意見もあることから、調査対象とするかについては自治体の判断としてはどうか
8	「預ける」「世話」といった言葉について、適切な言葉に置き換えるべきではないか	言葉を修正
個別の設問に関するご意見		
問5 関係	同居や近隣に居住している親族等の有無についても尋ねるべきではないか	同居・近居の親族等による子どもの世話の可否については、問6において把握することを想定

	ご意見	対応案
問12 関係	「フルタイム」と「パート・アルバイト」の定義をすべきではないか	<p>選択肢について、以下のとおり記載</p> <p>ア. フルタイム（1週当たり5日程度・1日当たり8時間程度就労）</p> <p>イ. パートタイム、アルバイト（「ア」以外）</p> <p>→1週当たり□日 1日当たり□□時間</p>
問13 関係	フルタイムへの働き方の転換希望について、「1年以内に」などの具体的な記述を加えるべきではないか	「希望」だけでなく「実現する見込み」を踏まえて選択肢を選ぶことにしていることから、「調査票のイメージ」においては原案のままとする
問13 問14 関係	父親のフルタイムへの転換希望や就労希望についても母親と同様に「量の見込みの推計に必要な項目」とすべきではないか	推計方法の複雑化による自治体の負担増も考慮し、地域の実情に応じて、量の見込みの推計に用いるかについては自治体の判断としてはどうか
問14 関係	子育てや家事に専念したい方などいるため、「就労したくない」という選択肢の表現を改めるべきではないか	「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」に修正
問15 問16 関係	利用している（希望している）事業の選択肢について、地域での名称が様々であり、回答者にわかりやすいものとするべきではないか	施設・事業の名称については、それぞれの地域において親しまれている名称もあると考えており、市町村において実際の調査票を作成する際に回答者にとってわかりやすい名称に変更することも可能

	ご意見	対応案
問15-4 関係	選択肢6の「子どもの教育や発達のため」は、幼稚園・保育所など定期的な利用に共通の理由であり、就労の有無等と並列に扱うことは不適當ではないか	「子ども教育や発達のため」は就労の有無とは関係なく、全ての方が利用する理由として挙げる可能性があるため、選択肢の冒頭に位置づけ。当てはまる選択肢を全て選択する方式に修正
問16 関係	利用を希望する事業の選択肢に「小規模保育」を追加すべきではないか	「小規模保育」を選択肢として追加
問16等 関係	実施法人等が独自に利用料を設定している事業や未実施事業についてはどのように利用料を提示するか	実施法人等が独自に利用料を設定している事業については地域における代表的な利用料、未実施事業については類似事業の利用料を例示として提示することなどを想定
問26 ～ 問29 関係	・「未就学児」と「就学児」それぞれについて調査を行うべきではないか ・放課後児童クラブの利用意向の調査対象については、利用が身近な課題として捉えられる5歳以上の子どもとすべきではないか	放課後児童クラブの利用希望の把握については、未就学児のうち5歳以上の子どもを対象とすることを基本とするが、小学校高学年の利用希望に関して、地域の実情を踏まえて、自治体の判断で就学児を対象に把握することも可能としてはどうか
問30 関係	育児休業等に関する質問については母親と父親で質問を同一とすべきではないか	父親に対して母親と同一の内容を尋ねる設問を追加
問30-3 関係	子どもが3歳になるまで育児休業を取得できる場合の希望について尋ねるべきではないか	設問を追加

調査票のイメージ

- 子ども・子育て会議（第4回）の資料1-3についていただいたご意見を踏まえて加筆修正を加えたもの
- 調査対象となる子どもの保護者が記入することを想定

※ 第4回子ども・子育て会議の議論を赤字で反映

※ 量の見込みの推計上必要な項目を青字で表記

（注）施設・事業の名称についてそれぞれの地域で親しまれている名称とするなど、回答者にとって分かりやすい名称に変更することも可能。

回答するに当たってお読みください

あなたがお住まいの市町村では、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図るため、5年間を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成し、計画的に給付・事業を実施することとされています（平成27年度から実施予定）。

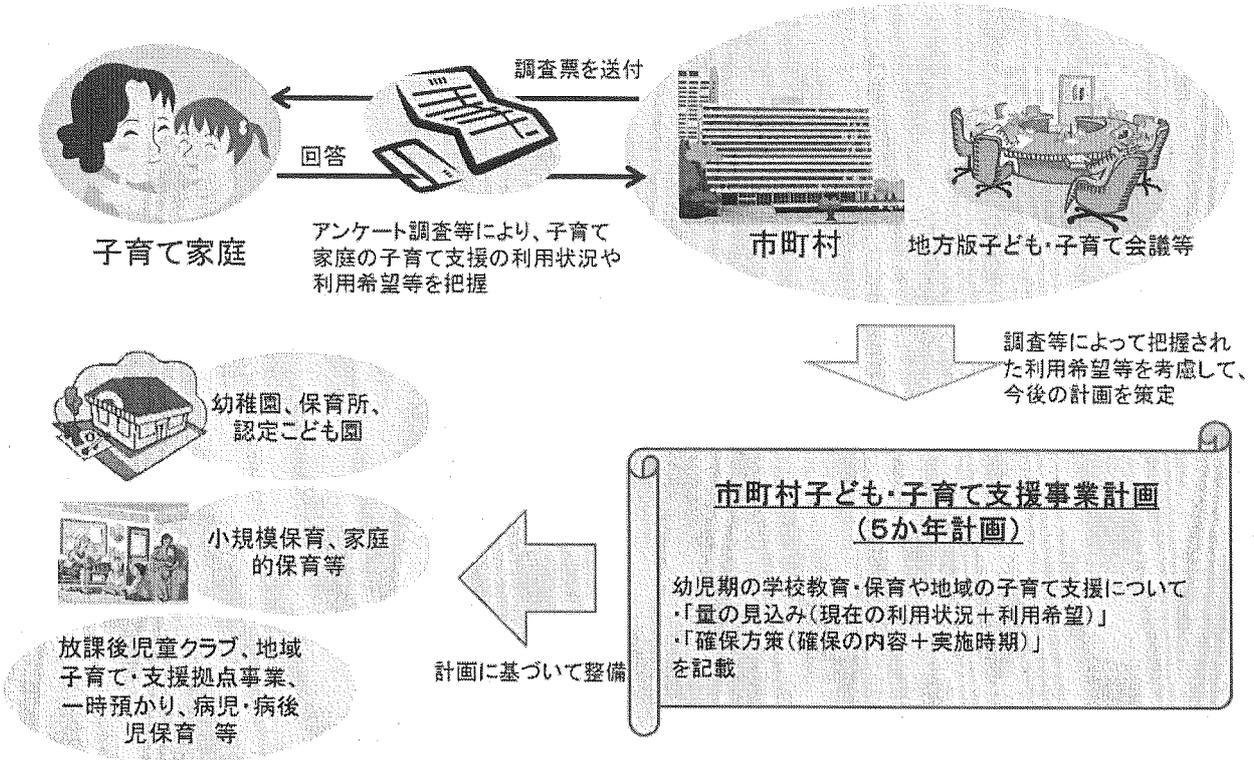
本調査は、この計画で確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を市町村が算出するため、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するために行うものです。

なお、ここで回答していただいた内容（施設や事業の利用希望等）は、施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいて構いません。

また、この制度は、以下のような考え方に基づいています。

- 子ども・子育て支援新制度は、急速な少子化の進行、家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。
- 子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。子ども・子育て支援新制度は、社会全体の責任として、そのような環境を整備することを目指しています。
- 子ども・子育て支援は、以上のような考え方をもとに、保護者には子育てについての第一義的責任があることを前提としつつ、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うものです。
地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援を目指しています。

いただいた回答は地域の子育て支援の充実に生かされます



(用語の定義)

この調査票における用語の定義は以下のとおり

- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）
- ・ 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）
- ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）
- ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
- ・ 教育：問14までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問15以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|-------|
| 1. ○○ | 2. ○○ | 3. ○○ |
| 4. ○○ | 5. ○○ | 6. ○○ |

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

平成 □□年 □□月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を口内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 □人 末子の生年月月 平成 □□年 □□月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------|-------|------------|
| 1. 母親 | 2. 父親 | 3. その他 () |
|-------|-------|------------|

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|-----------|------------|
| 1. 配偶者がいる | 2. 配偶者がいない |
|-----------|------------|

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | | | |
|----------|---------|---------|----------|------------|
| 1. 父母ともに | 2. 主に母親 | 3. 主に父親 | 4. 主に祖父母 | 5. その他 () |
|----------|---------|---------|----------|------------|

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます。

問7 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなた（施設）ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | | | | |
|---|-------|-------|--------|--------|--------|
| 1. 父母ともに | 2. 母親 | 3. 父親 | 4. 祖父母 | 5. 幼稚園 | 6. 保育所 |
| 7. 認定こども園 8. その他（ ） | | | | | |

問8 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

- | | | | | |
|--------------------------------|-------|--------|--------|-----------|
| 1. 家庭 | 2. 地域 | 3. 幼稚園 | 4. 保育所 | 5. 認定こども園 |
| 6. その他（ ） | | | | |

問9 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | | |
|---------------------------------------|---|---------|
| 1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる | } | ⇒ 問9-1へ |
| 2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる | | |
| 3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる | } | ⇒ 問9-2へ |
| 4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる | | |
| 5. いずれもない ⇒ 問10へ | | |

問9-1 問9で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|--------|
| 1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる | ⇒ 問10へ |
| 2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ ） | |

問9-2 問9で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|---|---|
| 1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる |) |
| 2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である | |
| 3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である | |
| 4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい | |
| 5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある | |
| 6. その他（ ） | |

問10 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1. いる/ある ⇒ 問10-1へ | 2. いない/ない ⇒ 問11へ |
|------------------------|-----------------------|

宛名のお子さんの保護者の就労状況 についてうかがいます。

問 12 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。

（1）母親 【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない	}	
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 産休・育休・介護休業中ではない		
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 産休・育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	}	⇒ (1) -1へ
6. これまで就労したことがない		⇒ (2)へ

（1）-1 （1）で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。 週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間（残業時間を含む）」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。（□内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。）

1週当たり □日	1日当たり □□時間
----------	------------

（1）-2 （1）で「1.～4.」（就労している）に○をつけた方にうかがいます。 家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず（例）08時～18時のように、24時間制でお答えください。（□内に数字でご記入ください。数字は一枠に一字。）

家を出る時刻 □□時	帰宅時刻 □□時
------------	----------

（2）父親 【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない	}	
2. フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である		
3. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、 育休・介護休業中ではない		
4. パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、 育休・介護休業中である		
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない	}	⇒ (2) -1へ
6. これまで就労したことがない		⇒ 問 14へ

(2)-1 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり □日 1日当たり □□時間

(2)-2 (2)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず (例) 08時~18時のように、24時間制でお答えください(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

家を出る時刻 □□時 帰宅時刻 □□時

問 13 問 12の(1)または(2)で「3.4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問 14 問 12の(1)または(2)で「5.以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6.これまで就労したことがない」に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問 15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください(数字は一桁に一字)。

(1) 母親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | | | |
|--|--|--|
| | ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | |
| | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

(2) 父親

1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)
 2. 1年より先、一番下の子どもが □□歳になったところに就労したい
 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい
- 希望する就労形態
- | | | |
|--|--|--|
| | ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)
イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) | |
| | →1週当たり □日 1日当たり □□時間 | |

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的に利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問 15-1 に示した事業が含まれます。

問 15 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1. 利用している ⇒ 問 15-1 へ | 2. 利用していない ⇒ 問 15-5 へ |
|----------------------|-----------------------|

問 15-1 問 15-1～問 15-4 は、問 15 で「1. 利用している」に○をつけた方にうかがいます。

宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | | |
|--|--|
| 1. 幼稚園
(通常の就園時間の利用) | 2. 幼稚園の預かり保育
(通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ) |
| 3. 認可保育所
(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの) | 4. 認定こども園
(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設) |
| 5. 家庭的保育
(育者の家庭等で子どもを保育する事業) | 6. 事業所内保育施設
(企業が主に従業員用に運営する施設) |
| 7. 自治体の認証・認定保育施設
(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設) | 8. その他の認可外の保育施設 |
| 9. 居宅訪問型保育
(保育者が子どもの家庭で保育する事業) | 10. ファミリー・サポート・センター
(地域住民が子どもを預かる事業) |
| 11. その他 () | |

問 15-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1 週当たり何日、1 日当たり何時間 (何時から何時まで) かを、□内に具体的な数字でご記入ください (数字は一桁に一字)。時間は、必ず (例) 09 時～18 時のように 24 時間制でご記入ください。

(1) 現在

1 週当たり □日	1 日当たり □□時間 (□□時～ □□時)	
-----------	-------------------------	--

(2) 希望

1 週当たり □日	1 日当たり □□時間 (□□時～ □□時)	
-----------	-------------------------	--

問 15-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 居住している市区町村内

2. 他の市区町村

問 15-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため

2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している

3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である

4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している

5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある

6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である

7. その他（

）

問 15-5 問 15 で「2. 利用していない」に○をつけた方にうかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. （子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がない

2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている

3. 近所の人や父母の友人・知人がみている

4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない

5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない

6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない

7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない

8. 子どもがまだ小さいため（ 歳くらいになったら利用しようと考えている）

9. その他（

）

問 16 すべての方にうかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。（自治体における料金設定を示す）

1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所 (国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)	4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設 (国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6～19人のもの)	6. 家庭的保育 (保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設 (企業が主に従業員用に運営する施設)	8. 自治体の認証・認定保育施設 (認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設	10. 居宅訪問型保育 (保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	
12. その他 ()	

問 16-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 居住している市区町村内	2. 他の市区町村
----------------	-----------

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況 についてうかがいます。

問17 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています）を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場） 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名： <input style="width: 150px;" type="text"/>) 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
3. 利用していない

問18 問17のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を口内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度
2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい 1週当たり 更に <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり 更に <input type="checkbox"/> 回程度
3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問19 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。なお、事業によっては、お住まいの地域で実施されていないものもあります。

	A		B		C	
	知っている		これまでに利用 したことがある		今後利用したい	
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
②保健センターの情報・相談事業	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
③家庭教育に関する学級・講座	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
④教育相談センター・教育相談室	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑥子育ての総合相談窓口	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
⑦自治体発行の子育て支援情報誌	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
○○○○○	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ
○○○○○	はい	いいえ	はい	いいえ	はい	いいえ

**宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な
教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。**

問 20 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一律に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
---	-----	-------------------------

(2) 日曜・祝日

1. 利用する必要はない 2. ほぼ毎週利用したい 3. 月に1～2回は利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
---	-----	-------------------------

問 20-1 問 20 の (1) もしくは (2) で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 月に数回仕事が入るため	2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため
3. 親族の介護や手伝いが必要なため	4. 息抜きのため
5. その他 ()	

問 21 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一律に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

1. 利用する必要はない 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい 3. 休みの期間中、週に数日利用したい	} ⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
--	-----	-------------------------

問 21-1 問 21 で、「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 週に数回仕事が入るため	2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため
3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため	4. 息抜きのため
5. その他 ()	

**宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。
(平日の教育・保育を利用する方のみ)**

問 22 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方（問 15 で 1 に○をつけた方）にうかがいます。利用していらない方は、問 23 にお進みください。

この 1 年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

1. あった ⇒ 問 22-1 へ 2. なかった ⇒ 問 23 へ

問 22-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この 1 年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（半日程度の対応の場合も 1 日とカウントしてください。数字は一桁に一字。）。

1 年間の対処方法	日数
ア. 父親が休んだ	□□ 日
イ. 母親が休んだ	□□ 日
ウ. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	□□ 日
エ. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	□□ 日
オ. 病児・病後児の保育を利用した	□□ 日
カ. ベビーシッターを利用した	□□ 日
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した	□□ 日
ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□ 日
ケ. その他 ()	□□ 日

※「キ.ファミリー・サポート・センター」には、「病児・緊急対応強化事業」による利用も含まれます。

問 22-1 で「ア」「イ」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問 22-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ □□日 ⇒ 問 22-3 へ
2. 利用したいとは思わない ⇒ 問 22-4 へ

問 22-3 問 22-2 で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 他の施設（例：幼稚園・保育所等）に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等）
4. その他 ()

⇒ 問 23 へ

⇒ 問 22-5 へ

**宛名のお子さんの不特定の教育・保育事業や宿泊を
伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。**

問 23 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も口内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

利用している事業・日数（年間）	
1. 一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	□□ 日
2. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ)	□□ 日
3. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	□□ 日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ (児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業)	□□ 日
5. ベビーシッター	□□ 日
6. その他 ()	□□ 日
7. 利用していない	

⇒ 問 24 へ

問 23 で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

問 23-1 現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかどうか わからない	8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない
9. その他 ()	

問 24 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を口内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計 □□ 日
ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	□□ 日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	□□ 日
ウ. 不特定の就労	□□ 日
エ. その他 ()	□□ 日
2. 利用する必要はない ⇒ 問25へ	

問 24-1 へ

問 24-1 問 24 で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問 24 の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われるか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等） |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等） |
| 4. その他（ ） |

問 25 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一文字）。

	1年間の対処方法	日数
1. あった	ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	□□ 泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業）	□□ 泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	□□ 泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた	□□ 泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□ 泊
	カ. その他（ ）	□□ 泊
2. なかった		

問 25 で「1. あった ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

⇒ア. 以外を選択した方は 問 26 へ

問 25-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | | |
|----------|--------------|-------------|
| 1. 非常に困難 | 2. どちらかという困難 | 3. 特に困難ではない |
|----------|--------------|-------------|

**宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の
放課後の過ごし方についてうかがいます。**

⇒ 5歳未満の方は、問30へ

問26 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
3. 習い事	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）			
4. 児童館 ※1	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
			→ 下校時から □□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	<input type="checkbox"/>	日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」…地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問27 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週当たり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も口内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいたい先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

1. 自宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
3. 習い事	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）			
4. 児童館 ※	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
5. 放課後子ども教室	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
			→ 下校時から □□時まで
7. ファミリー・サポート・センター	週	<input type="checkbox"/>	日くらい
8. その他（公民館、公園など）	週	<input type="checkbox"/>	日くらい

※ 児童館で行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「6.」に回答

問 28 問 26 または問 27 で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号 1 つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

（1）土曜日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
--	---	-------------------------

（2）日曜・祝日

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
--	---	-------------------------

問 29 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時 のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい 3. 利用する必要はない	⇒	利用したい時間帯 □□時から □□時まで
--	---	-------------------------

問 30 で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問31へ

問 30-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号 1 つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

(2) 父親

- | |
|--------------------|
| 1. 育児休業取得後、職場に復帰した |
| 2. 現在も育児休業中である |
| 3. 育児休業中に離職した |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか 1 つに○をつけてください。※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

(2) 父親

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった | 2. それ以外だった |
|-------------------------|------------|

問 30-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

実際の取得期間	<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月	希望	<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月
---------	---	----	---

(2) 父親

実際の取得期間	<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月	希望	<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月
---------	---	----	---

問 30-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月

(2) 父親

<input type="checkbox"/> 歳 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> ヶ月

問 30-4 で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問 30-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1) 「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 (|) |

②父親

- | | |
|------------------------|-------------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため |
| 5. その他 (|) |

(2) 「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

②父親

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | |
| 6. その他 (|) |

問 30-2 で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問 30-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 短時間勤務制度を利用した | 2. 短時間勤務制度を利用しなかった |
|-----------------|--------------------|

(2) 父親

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 1. 短時間勤務制度を利用した | 2. 短時間勤務制度を利用しなかった |
|-----------------|--------------------|

問 30-7 で「2. 短時間勤務制度を利用しなかった」と回答した方にうかがいます。

問 30-8 短時間勤務制度を利用しなかった理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

(1) 母親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなどなど、制度を利用する必要がなかった
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他()

(2) 父親

1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった
2. 仕事が忙しかった
3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる
4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる
5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した
6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなどなど、制度を利用する必要がなかった
7. 子育てや家事に専念するため退職した
8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった
10. その他()

問 30-2 で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にうかがいます。

問 30-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号 1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

(2) 父親

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい
2. 1歳になる前に復帰したい

問 31 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

佐倉市子ども・子育て支援ニーズ調査票（案）

- ・ 調査項目の内、斜体になっている部分は、佐倉市が加えている項目になります。

※今後、この調査の趣旨やお願いの文章を添え、各世帯へ依頼することになります。
また、回答者に対しわかりやすい体裁に整えたうえで発送いたします。

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの地区として当てはまる答えの番号1つに○をつけてください。

- | | | | |
|------------|-------------|------------|------------|
| 1. 佐倉中学校区 | 2. 志津中学校区 | 3. 南部中学校区 | 4. 上志津中学校区 |
| 5. 臼井中学校区 | 6. 井野中学校区 | 7. 佐倉東中学校区 | 8. 臼井西中学校区 |
| 9. 西志津中学校区 | 10. 臼井南中学校区 | 11. 根郷中学校区 | |

封筒の宛名のお子さんご家族の状況についてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月月をご記入ください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

平成 □□年 □□月 生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。宛名のお子さんを含めた人数を□内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月月をご記入ください。

きょうだい数 □人 末子の生年月 平成 □□年 □□月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. その他 ()

問5 この調査票にご回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 配偶者がいる 2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんと同居しているご家族の方どなたですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 母親 2. 父親 3. 姉 (□人) 4. 兄 (□人) 5. 妹 (□人)
6. 弟 (□人) 7. 祖母 8. 祖父

問7 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 主に母親 3. 主に父親 4. 主に祖父母 5. その他 ()
--

子どもの育ちをめぐる環境についてうかがいます

問8 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に日常的に関わっている方はどなた(施設)ですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 父母ともに 2. 母親 3. 父親 4. 祖父母 5. 幼稚園 6. 保育所
7. 認定こども園 8. その他 ()

問9 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)に、もっとも影響すると思われる環境すべてに○をつけてください。

1. 家庭 2. 地域 3. 幼稚園 4. 保育所 5. 認定こども園 6. その他 ()

問10 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
5. いずれもない

問10-1 問10で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である
3. 祖父母等の親族の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問10-2 問10で「1.」または「2.」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんのご自宅から祖父母のご自宅までの移動時間はおおよそどのくらいですか。当てはまる番号ひとつに○を付けてください。

1. 徒歩で5分未満
2. 徒歩で5分以上、15分未満 (おおよそ1kmの範囲)
3. 徒歩で15分以上、25分未満
4. 徒歩で25分以上
5. 同居している

問10-3 問10で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人の身体的負担が大きく心配である
3. 友人・知人の時間的制約や精神的な負担が大きく心配である
4. 自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
5. 子どもの教育や発育にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
6. その他 ()

問10-4 問10で「3.」または「4.」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんのご自宅から友人・知人のご自宅までの移動時間はおおよそどのくらいですか。当てはまる番号ひとつに○を付けてください。

- | |
|---|
| 1. 徒歩で5分未満 2. 徒歩で5分以上、15分未満（おおよそ1kmの範囲）
3. 徒歩で15分以上、25分未満 4. 徒歩で25分以上 5. 同居している |
|---|

問11 宛名のお子さんの子育て（教育を含む）をする上で、気軽に相談できる人はいますか。また、相談できる場所がありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. いる／ある ⇒ 問11-1 へ 2. いない／ない ⇒ 問12 へ |
|---|

問11-1 問10で「1. いる／ある」に○をつけた方にうかがいます。お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる先は、誰（どこ）ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 祖父母等の親族 2. 友人や知人 3. 近所の人
4. 子育て支援施設（地域子育て支援拠点、児童館等）・NPO 5. 保健所・保健センター
6. 保育士 7. 幼稚園教諭 8. 民生委員・児童委員 9. かかりつけの医師
10. 自治体の子育て関連担当窓口 11. その他 【例】ベビーシッター |
|--|

問12 子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えでしょうか。ご自由にお書きください。

.....

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問13 宛名のお子さんの保護者の現在の就労状況(自営業、家族従事者含む)をうかがいます。

(1) 母親【父子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

(1) - 1 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり □日 1日当たり □□時間

(1) - 2 (1)で「1.~4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。産休・育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時~18時のように、24時間制でお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

家を出る時刻 □□時 帰宅時刻 □□時

(2) 父親【母子家庭の場合は記入は不要です】 当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しており、育休・介護休業中ではない
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)で就労しているが、育休・介護休業中である
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、育休・介護休業中ではない
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しているが、育休・介護休業中である
5. 以前は就労していたが、現在は就労していない
6. これまで就労したことがない

(2) - 1 (2)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。1週当たりの「就労日数」、1日当たりの「就労時間(残業時間を含む)」をお答えください。就労日数や就労時間が、一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。)

1週当たり □日 1日当たり □□時間

(2) - 2 (2)で「1.～4.」(就労している)に○をつけた方にうかがいます。家を出る時刻と帰宅時刻をお答えください。時間が一定でない場合は、もっとも多いパターンについてお答えください。育休・介護休業中の方は、休業に入る前の状況についてお答えください。時間は、必ず(例)08時～18時のように、24時間制でお答えください(□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字)。

家を出る時刻 □□時 帰宅時刻 □□時

問14 問12の(1)または(2)で「3.、4.」(パート・アルバイト等で就労している)に○をつけた方にうかがいます。該当しない方は、問14へお進みください。

フルタイムへの転換希望はありますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

(2) 父親

1. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望があり、実現できる見込みがある
2. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労)への転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)の就労を続けることを希望
4. パート・アルバイト等(「フルタイム」以外)をやめて子育てや家事に専念したい

問15 問12の(1)または(2)で「5. 以前は就労していたが、現在は就労していない」または「6. これまで就労したことがない」に○をつけた方うかがいます。該当しない方は、問15へお進みください。就労したいという希望はありますか。当てはまる番号・記号それぞれ1つに○をつけ、該当する□内には数字をご記入ください(数字は一枠に一字)。

(1) 母親

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) |
| 2. 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい |
| 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい |
| →希望する就労形態 ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 |

(2) 父親

- | |
|---------------------------------------|
| 1. 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない) |
| 2. 1年より先、一番下の子どもが□□歳になったところに就労したい |
| 3. すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい |
| →希望する就労形態 ア. フルタイム(1週5日程度・1日8時間程度の就労) |
| イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外) |
| →1週当たり □日 1日当たり □□時間 |

宛名のお子さんの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況についてうかがいます。

※ここでいう「定期的な教育・保育事業」とは、月単位で定期的にご利用している事業を指します。具体的には、幼稚園や保育所など、問15-1に示した事業が含まれます。

問16 宛名のお子さんは現在、幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用されていますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| 1. 利用している ⇒ 問15-1 へ | 2. 利用していない ⇒ 問15-5 へ |
|---------------------|----------------------|

問16-1 問16-1～問16-4は、問15で「1.利用している」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんは、平日どのような教育・保育の事業を利用していますか。年間を通じて「定期的に」利用している事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 幼稚園（通常の就園時間の利用）
2. 幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）
3. 認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）
- 4.
5. 家庭的保育（育者の家庭等で子どもを保育する事業）
6. 事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）
7. 自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）
8. その他の認可外の保育施設
9. 居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）
10. ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）
11. その他（ ）

問16-2 平日に定期的に利用している教育・保育の事業について、どのくらい利用していますか。また、希望としてはどのくらい利用したいですか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、□内に具体的な数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。時間は、必ず（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください。

(1) 現在

1週当たり □日 1日当たり □□時間（□□時～□□時）

(2) 希望

1週当たり □日 1日当たり □□時間（□□時～□□時）

問16-3 現在、利用している教育・保育事業の実施場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

1. 居住している市区町村内
2. 他の市区町村

問16-4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している
3. 子育て（教育を含む）をしている方が就労予定がある／求職中である
4. 子育て（教育を含む）をしている方が家族・親族などを介護している
5. 子育て（教育を含む）をしている方が病気や障害がある
6. 子育て（教育を含む）をしている方が学生である
7. その他（ ）

問16-5 問16で「2. 利用していない」に○をつけた方にかがいます。利用していない理由は何ですか。理由としてもっとも当てはまる番号すべてに○をつけてください。

1. (子どもの教育や発達のため、子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で) 利用する必要がない
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や父母の友人・知人がみている
4. 利用したいが、保育・教育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 使用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 子どもがまだ小さいため(歳くらいになったら利用しようと考えている)
9. その他()

問17 すべての方にかがいます。現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてに○をつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。認可保育所の場合、世帯収入に応じた利用料が設定されています。(自治体における料金設定を示す)

1. 幼稚園(通常就園時間の利用)
2. 幼稚園の預かり保育(通常就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ)
3. 認可保育所(国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの)
4. 認定こども園(幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)
5. 小規模な保育施設(国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね6~19人のもの)
6. 家庭的保育(保育者の家庭等で5人以下の子どもを保育する事業)
7. 事業所内保育施設(企業が主に従業員用に運営する施設)
8. 自治体の認証・認定保育施設(認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設)
9. その他の認可外の保育施設
10. 居宅訪問型保育(ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業)
11. ファミリー・サポート・センター(地域住民が子どもを預かる事業)
12. その他()

問17-1 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかに○をつけてください。

- | | |
|----------------|-----------|
| 1. 居住している市区町村内 | 2. 他の市区町村 |
|----------------|-----------|

問18 宛名のお子さんは、現在、地域子育て支援拠点事業(親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「つどいの広場」「子育て支援センター」等と呼ばれています)を利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数(頻度)を□内に数字でご記入ください(数字は

一枠に一字)。

1. 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をする場） 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度 2. その他当該自治体で実施している類似の事業（具体名： ） 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度 3. 利用していない
--

問19 問18のような地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか。当てはまる番号一つに○をつけて、おおよその利用回数（頻度）を□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生する場合があります。（自治体における料金設定を示す）

1. 利用していないが、今後利用したい 1週当たり <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり <input type="checkbox"/> 回程度 2. すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい 1週当たり 更に <input type="checkbox"/> 回 もしくは 1ヶ月当たり 更に <input type="checkbox"/> 回程度 3. 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

問20 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。①～⑦の事業ごとに、A～Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のいずれかに○をつけてください。

	知っている	これまでに利用したことがある	今後利用したい
①母親（父親）学級、両親学級、育児学級	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
②健康管理センターの相談事業	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
③家庭教育に関する学級・講座	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
④教育相談センター	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
⑥子育ての総合相談窓口	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
⑦佐倉市発行の「子育てナビ」	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
⑧○○○○○	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
⑨○○○○○	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問21 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

※ 保育・教育事業とは、幼稚園、保育所、認可外保育施設などの事業を指しますが、親族・知人による預かりは含みません。

（1）土曜日

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用する必要はない2. ほぼ毎週利用したい 利用したい時間帯3. 月に1～2回は利用したい □□時から □□時まで |
|--|

（2）日曜・祝日

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用する必要はない2. ほぼ毎週利用したい 利用したい時間帯3. 月に1～2回は利用したい □□時から □□時まで |
|--|

問21-1 問21の（1）もしくは（2）で、「3. 月に1～2回は利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎週ではなく、たまに利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 月に数回仕事が入るため2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため3. 親族の介護や手伝いが必要なため4. 息抜きのため5. その他（ ） |
|--|

問22 「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用する必要はない2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい 利用したい時間帯3. 休みの期間中、週に数日利用したい □□時から □□時まで |
|---|

問22-1 問22で、「3. 週に数日利用したい」に○をつけた方にうかがいます。毎日ではなく、たまに利用したい理由はなんですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 週に数回仕事が入るため2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため4. 息抜きのため5. その他（ ） |
|---|

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。(平日の教育・保育を利用するかのみ)

問23 平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方(問15で1に○をつけた方)にうかがいます。利用していらっしゃらない方は、問23にお進みください。

この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. あった ⇒ 問22-1へ | 2. なかった ⇒ 問23へ |
|-----------------|----------------|

問23-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください。数字は一枠に一字。)

1年間の対処方法 日数	
ア. 父親が休んだ	□□ 日
イ. 母親が休んだ	□□ 日
ウ. (同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった	□□ 日
エ. 父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた	□□ 日
オ. 病児・病後児の保育を利用した(保育所(園)実施るどを含む)	□□ 日
カ. ベビーシッターを利用した	□□ 日
キ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	□□ 日
ク. その他()	□□ 日

問23-1で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問23-2 その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、日数についても□内に数字でご記入ください(数字は一枠に一字)。なお、病児・病後児のための事業等の利用には、一定の利用料がかかり、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。

- | |
|---|
| 1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい ⇒ □□日 ⇒ 問22-3へ |
| 2. 利用したいとは思わない ⇒ 問22-4へ |

問23-3 問23-2で「1. できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」に○をつけた方にうかがいます。上記の目的で子どもを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 他の施設(例:幼稚園・保育所等)に併設した施設で子どもを保育する事業 |
| 2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業 |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(例:ファミリー・サポート・センター等) |
| 4. その他() |

問23-4 問23-2で「利用したいと思わない」に○をつけた方に伺います。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安 2. 地域の事業の質に不安がある 3. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない 4. 利用料がかかる・高い 5. 利用料がわからない 6. 親が仕事を休んで対応する 7. その他（ ） |
|--|

問23-1で「ウ。」から「ケ。」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問23-5 その際、「できれば父母のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに○をつけ、「ウ」から「ケ」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数についても数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. できれば仕事を休んで看たい ⇒ □□ 日 ⇒ 問23へ 2. 休んで看ることは非常に難しい ⇒ 問22-6へ |
|--|

問23-6 問23-5で「2. 休んで看ることは考えられない」に○をつけた方にうかがいます。そう思われる理由について当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない 2. 自営業なので休めない 3. 休暇日数が足りないので休めない 4. その他（ ） |
|--|

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問24 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに○をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も□内に数字でご記入ください（数字は一枠に一字）。

利用している事業・日数（年間）	日数（年間）
1. 一時預かり （私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業）	□□日 □□日
2. 幼稚園の預かり保育 （通常の就園時間を延長預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	□□日 □□日
3. ファミリー・サポート・センター （地域住民が子どもを預かる事業）	□□日 □□日
4. 夜間養護等事業：トワイライトステイ （児童養護施設等で休日・夜間、子どもを保護する事業）	□□日 □□日
5. ベビーシッター	□□日
6. その他（ ）	□□日
7. 利用していない	□□日

問24で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

問24-1 現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|-----------------------------------|
| 1. 特に利用する必要がない |
| 2. 利用したい事業が地域にない |
| 3. 地域の事業の質に不安がある |
| 4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない |
| 5. 利用料がかかる・高い |
| 6. 利用料がわからない |
| 7. 自分が事業の対象者になるのかどうかわからない |
| 8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない |
| 9. その他（ ） |

問25 宛名のお子さんについて、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに○をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を□内に数字でご記入ください。数字は一桁に一字。）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計□□日
ア. 私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的	□□日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院 等	□□日
ウ. 不定期の就労	□□日
エ. その他（ ）	□□日
2. 利用する必要はない ⇒ 問25へ	

宛名のお子さんの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問25-1 問25で「1. 利用したい」に○をつけた方にうかがいます。問24の目的でお子さんを預ける場合、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 大規模施設で子どもを保育する事業（例：幼稚園・保育所等） |
| 2. 小規模施設で子どもを保育する事業（例：地域子育て支援拠点等） |
| 3. 地域住民等が子育て家庭等の近くの場所で保育する事業（例：ファミリー・サポート・センター等） |
| 4. その他（ ） |

問26 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの日数も□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

	1年間の対処方法 日数	
1. あった	ア. (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった □□ 泊	□□ 泊
	イ. 短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用した	□□ 泊
	（児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業） □□ 泊	□□ 泊
	ウ. イ以外の保育事業（認可外保育施設、ベビーシッター等）を利用した	□□ 泊
	エ. 仕方なく子どもを同行させた □□ 泊	□□ 泊
	オ. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた □□ 泊	□□ 泊
	カ. その他（ ） □□ 泊	□□ 泊
2. なかった		

問26で「1. あった ア. (同居者を含む)親族・知人にみてもらった」と答えた方にうかがいます。

問26-1 その場合の困難度はどの程度でしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 非常に困難	2. どちらかという困難	3. 特に困難ではない
----------	--------------	-------------

宛名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

⇒ 5歳未満の方は、問30へ

問27 宛名のお子さんについて、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれ希望する週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には、利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※ 「放課後児童クラブ」…地域によって学童保育などと呼ばれています。保護者が就労等により昼間家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供するものです。事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 自宅 週 □ 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅 週 □ 日くらい
3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週 □ 日くらい
4. 児童館 ※1 週 □ 日くらい
5. 放課後子ども教室 ※2 週 □ 日くらい
6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 週 □ 日くらい → 下校時から □□時まで
7. ファミリー・サポート・センター 週 □ 日くらい
8. その他（公民館、公園など） 週 □ 日くらい

※1 児童館で行う放課後児童クラブを利用している場合は「6.」に回答

※2 「放課後子ども教室」・・・地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

問28 宛名のお子さんについて、小学校高学年（4～6年生）になったら、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに○をつけ、それぞれの週あたり日数を数字でご記入ください。また、「放課後児童クラブ」の場合には利用を希望する時間も□内に数字でご記入ください。時間は、必ず（例）18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

※だいたい先のことになりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

- | |
|--|
| 1. 自宅 週 □ 日くらい |
| 2. 祖父母宅や友人・知人宅 週 □ 日くらい |
| 3. 習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など） 週 □ 日くらい |
| 4. 児童館 ※ 週 □ 日くらい |
| 5. 放課後子ども教室 週 □ 日くらい |
| 6. 放課後児童クラブ〔学童保育〕 週 □ 日くらい → 下校時から □□時まで |
| 7. ファミリー・サポート・センター 週 □ 日くらい |
| 8. その他（公民館、公園など） 週 □ 日くらい |

※ 児童館で行う放課後児童クラブの利用を希望する場合は「6.」に回答

問29 問26または問27で「6. 放課後児童クラブ（学童保育）」に○をつけた方にうかがいます。宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（1）（2）それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

（1）土曜日

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい | } 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい | |
| 3. 利用する必要はない | |

（2）日曜・祝日

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい | } 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい | |
| 3. 利用する必要はない | |

問30 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の放課後児童クラブの利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号1つに○をつけてください。また利用したい時間帯を、□内に（例）09時～18時のように24時間制でご記入ください（数字は一桁に一字）。

- | | |
|-------------------------|------------|
| 1. 低学年（1～3年生）の間は利用したい | } 利用したい時間帯 |
| 2. 高学年（4～6年生）になっても利用したい | |
| 3. 利用する必要はない | |

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度についてうかがいます。

問3 1 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する□内に数字をご記入ください（数字は一枠に一字）。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親（いずれかに○） 1. 働いていなかった 2. 取得した（取得中である） 3. 取得していない 取得していない理由（下から番号を選んで記入ください）（いくつでも）	父親（いずれかに○） 1. 働いていなかった 2. 取得した（取得中である） 3. 取得していない 取得していない理由（下から番号を選んで記入ください）（いくつでも）
---	---

- 1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
- 2. 仕事が忙しかった
- 3. （産休後に）仕事に早く復帰したかった
- 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
- 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
- 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
- 7. 保育所（園）などに預けることができた
- 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
- 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
- 10. 子育てや家事に専念するため退職した
- 11. 職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）
- 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
- 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
- 14. 産前産後の休暇（産前6週間、産後8週間）を取得できることを知らず、退職した
- 15. その他（ ）

問3 1-1 子どもが原則1歳（保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月）になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等（法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置）期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた 2. 育児休業給付のみ知っていた 3. 保険料免除のみ知っていた 4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった
--

問31で「2. 取得した（取得中である）」と回答した方にうかがいます。

⇒ 該当しない方は、問32へ

問31-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親	(2) 父親
1. 育児休業取得後、職場に復帰した	1. 育児休業取得後、職場に復帰した
2. 現在も育児休業中である	2. 現在も育児休業中である
3. 育児休業中に離職した	3. 育児休業中に離職した

問31-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問31-3 育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。どちらか1つに○をつけてください。※年度初めでの認可保育所入所を希望して、1月～2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1.」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1.」を選択してください。

(1) 母親	(2) 父親
1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった	1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった
2. それ以外だった	2. それ以外だった

問31-4 育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内に数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親	(2) 父親
1. 実際の取得期間 □ 歳 □□ヶ月	1. 実際の取得期間 □ 歳 □□ヶ月
2. 希望 □ 歳 □□ヶ月	2. 希望 □ 歳 □□ヶ月

問31-5 お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。□内で数字でご記入ください（数字は一桁に一字）。

(1) 母親

□ 歳 □□ヶ月

(2) 父親

□ 歳 □□ヶ月

問3 1-4で実際の復帰と希望が異なる方にうかがいます。

問3 1-6 希望の時期に職場復帰しなかった理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()

②父親

1. 希望する保育所に入るため
2. 配偶者や家族の希望があったため
3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため
4. 人事異動や業務の節目の時期に合わせるため
5. その他 ()

(2)「希望」より遅く復帰した方 ※当てはまる番号すべてに○をつけてください。

①母親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ()

②父親

1. 希望する保育所に入れなかったため
2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため
3. 配偶者や家族の希望があったため
4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため
5. 子どもをみてくれる人がいなかったため
6. その他 ()

問3 1-2で「1. 育児休業取得後、職場に復帰した」と回答した方にうかがいます。

問3 1-7 育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

1. 利用する必要がなかった(フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった)
2. 利用した
3. 利用したかったが、利用しなかった(利用できなかった)

(2) 父親

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった、もともと短時間勤務だった）2. 利用した3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった） |
|---|

問3 1-7で「3. 利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」と回答した方にかがいます。

問3 1-8 短時間勤務制度を利用しなかった（利用できなかった）理由は何ですか。当てはまる理由をすべてに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった2. 仕事が忙しかった3. 短時間勤務にすると給与が減額される4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた7. 子育てや家事に専念するため退職した8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった10. その他（ ） |
|--|

(2) 父親

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった2. 仕事が忙しかった3. 短時間勤務にすると給与が減額される4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、子どもをみてくれる人がいた7. 子育てや家事に専念するため退職した8. 職場に短時間勤務制度がなかった（就業規則に定めがなかった）9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった10. その他（ ） |
|--|

問3 1-2で「2. 現在も育児休業中である」と回答した方にかがいます。

問3 1-9 宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに○をつけてください。

(1) 母親

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 1歳になるまで育児休業を取得したい2. 1歳になる前に復帰したい |
|--|

(2) 父親

- | |
|----------------------|
| 1. 1歳になるまで育児休業を取得したい |
| 2. 1歳になる前に復帰したい |

問32 お住まいの地域における子育ての環境や支援への満足度について当てはまる番号に1つに○をつけてください。

満足度が低い				満足度が高い
1	2	3	4	5

問33 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....

.....

.....

.....

.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。
切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

基本指針の概要

1. 基本指針の法的位置づけ

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 内閣総理大臣は、基本指針を定めようとするときは、子ども・子育て会議の意見を聴くこととされている。
- 基本指針の主な内容は以下のとおり。

◎子ども・子育て支援の意義

◎地方自治体の事業計画の作成指針

・すべての都道府県、市町村が事業計画を作成。(計画期間 5年間)

→限られた期間(平成26年度前半までに計画案を取りまとめることが必要)の中で、関係者の参画の下、住民の意向の把握、計画の検討、作成などの一連の作業を行うことが必要。

→計画の記載事項、作成手続、主な留意事項などについて、国の方向性を今年度早期に提示するよう、自治体から強い要請あり。

<参考>計画策定のスケジュール

平成25年夏 基本指針案の提示

→平成25年夏以降～

市町村において利用希望の調査を実施

都道府県計画、市町村計画の作成

平成26年度前半

都道府県計画案、市町村計画案のとりまとめ

後半～

認可・確認等の事前準備【計画案に基づく需給調整】

平成27年4月(予定)

子ども・子育て支援新制度本格施行

地方版子ども・子育て
会議の意見を
聴きながら検討。

◎制度に関する基本的事項の提示

・自治体が事業計画を作成する上で留意いただきたい制度に関する基本的事項について、あわせて提示することが必要。(介護保険制度等の他制度でも同様)

◎関連施策との連携

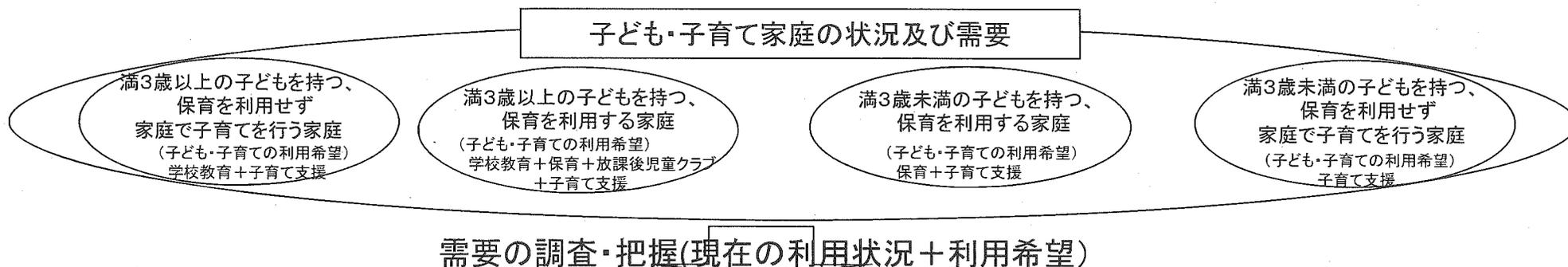
・子ども・子育て支援新制度は、

・ワーク・ライフ・バランスと車の両輪。

・児童相談所等の関連する専門機関との連携が不可欠。 →これらの点にも留意した計画作成が必要。

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ①

○市町村子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。(新制度の実施主体として、全市町村で作成。)



市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載。

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※
 ※私立保育所については、委託費を支弁

小規模保育事業者
 家庭的保育事業者
 居宅訪問型保育事業者
 事業所内保育事業者 = 地域型保育給付の対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
 ・一時預かり
 ・乳児家庭全戸訪問事業等

・延長保育事業
 ・病児・病後児保育
 事業

放課後
 児童クラブ

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ②

- 市町村子ども・子育て支援事業計画には、基本的記載事項として、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、市町村が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。
- あわせて、任意的記載事項として、都道府県が行う専門的な知識・技能を要する社会的養護等に係る支援との連携やワーク・ライフ・バランスに係る施策との連携等についても記載。

【市町村子ども・子育て支援事業計画記載事項】(子ども・子育て支援法第61条第2項・第3項)

<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第2号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第3号)

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保 (第3項第1号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

2. 市町村子ども・子育て支援事業計画のイメージ③

○市町村子ども・子育て支援事業計画のポイント 「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」

＜量の見込み＞

・幼児期の学校教育・保育・地域子ども・子育て支援事業について、「現在の利用状況＋利用希望」を踏まえて記載(参酌標準)。

→住民の利用希望の把握が前提。(子ども・子育て支援法第61条第4項) →具体的な手法は資料1-4参照。

＜確保の内容・実施時期＞

・幼児期の学校教育・保育について、施設(認定こども園、幼稚園、保育所)、地域型保育事業による確保の状況を記載。
・量の見込みとの差がある場合には、施設・地域型保育事業の整備が必要。

(例) 平成27年度に地域型保育事業(50人分)を整備、平成28年度に施設(100人分)を整備

・地域子ども・子育て支援事業についても同様に、確保の状況を記載。また量の見込みとの差がある場合には、事業の整備が必要。

○区域設定

○幼児期の学校教育・保育

＜量の見込み＞

- 教育のみ<1号>
- 保育の必要性あり(3-5歳) <2号>
- 保育の必要性あり(0-2歳) <3号>

＜確保の内容・実施時期＞

- 施設(認定こども園、幼稚園)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)で確保
- 施設(認定こども園、保育所)、地域型保育事業で確保

不足がある場合は整備

※上記のほか、人口減少地域などでは、上記以外の事業による確保も可能。
例)「保育の必要性あり(3-5歳)<2号>」→地域型保育事業で確保

○地域子ども・子育て支援事業

利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、延長保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業等(13事業)

量の見込み

確保の内容、
実施時期

不足がある場合は整備

(○年度に○人分)

- 認定こども園の普及、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の推進方策に係る事項
- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ①

○都道府県は、実施主体たる市町村を支援し、広域性と専門性を有する立場から、「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定。

※事業計画作成段階において、市町村・都道府県は定期的に協議・調整。

○幼児期の学校教育・保育について、都道府県が定める区域ごとに、5年間の計画期間における「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載。

○あわせて、保育士等の人材確保・質の向上、専門知識を要する支援等を記載。

【都道府県子ども・子育て支援事業支援計画記載事項】(子ども・子育て支援法第62条第2項・第3項)

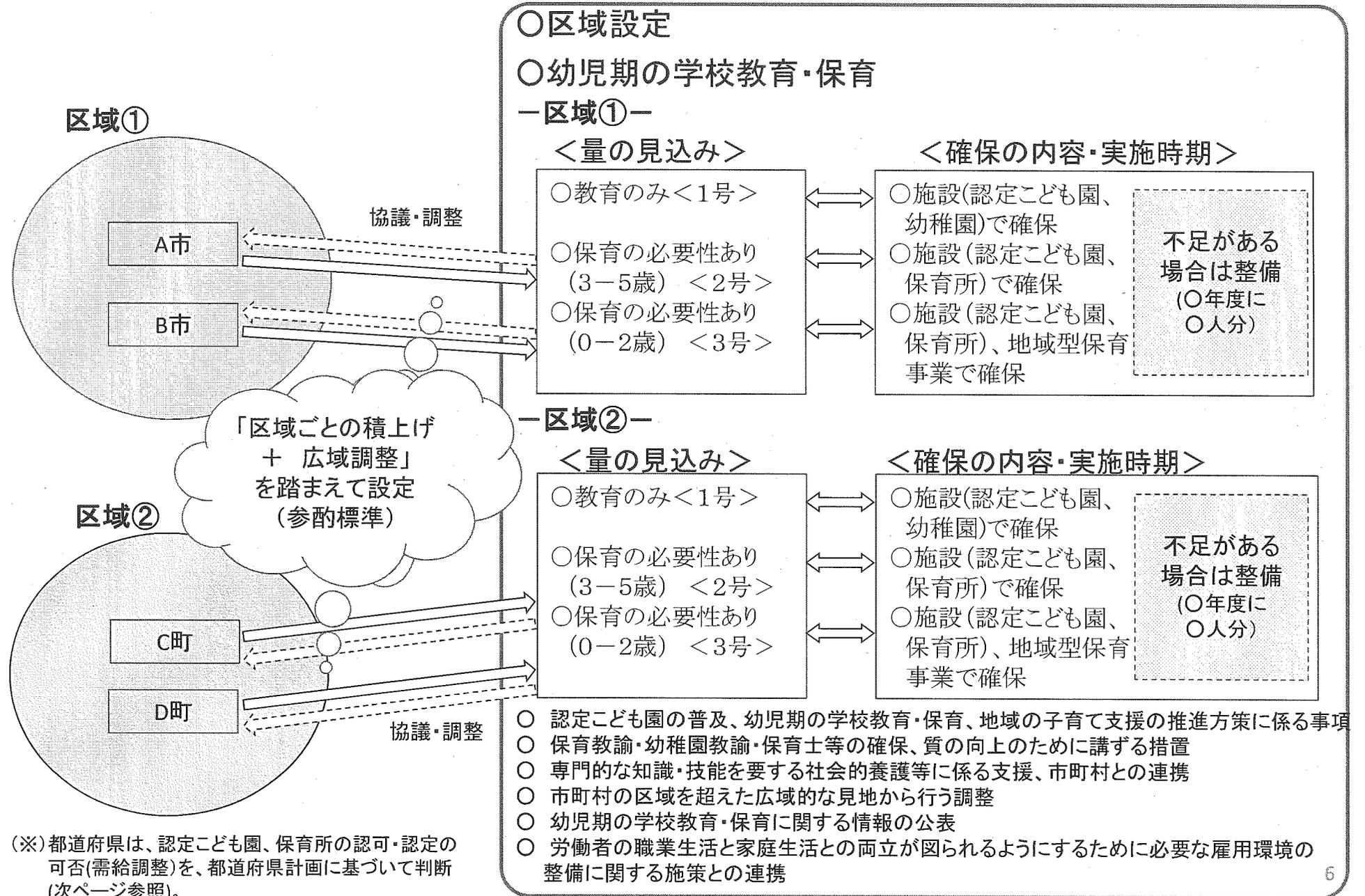
<必須記載事項>

- 区域の設定 (第2項第1号)
- 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 (第2項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容 (第2項第2号)
- 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置 (第2項第3号)
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携 (第2項第4号、第5号)

<任意記載事項>

- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整 (第3項第1号)
- 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表 (第3項第2号)
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携 (第3項第3号)

3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ②



3. 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画のイメージ③ (都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に基づく需給調整)

○子ども・子育て支援新制度では、認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう、認定こども園・保育所について、

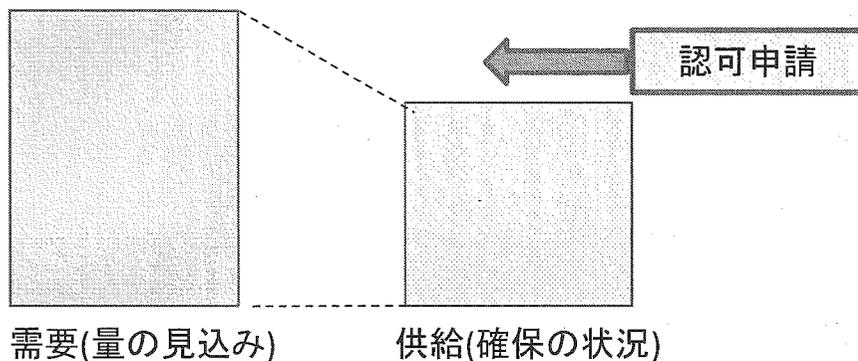
- ①社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
- ②その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

都道府県は、認定こども園、保育所の認可・認定申請時に、都道府県計画の区域ごとに、需要(量の見込み)と供給(確保の状況)により客観的に判断。

- 需要(量の見込み) > 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 適格性・認可基準を満たす申請者は原則認可
- 需要(量の見込み) < 供給(確保の状況=区域内の定員数) → 需給調整

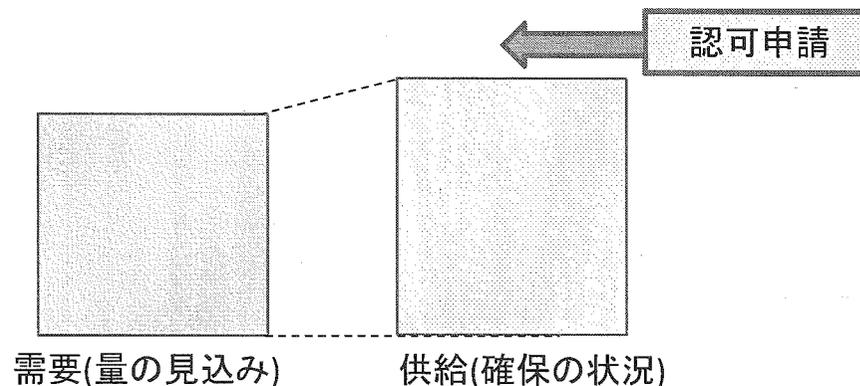
需要(量の見込み) > 供給(確保の状況)

→ 原則認可



需要(量の見込み) < 供給(確保の状況)

→ 需給調整



※地域型保育事業の需給調整は、市町村が市町村計画に基づき同様に判断。⁷

4. 基本指針項目と主な論点①

○ 子ども・子育て支援の意義並びに幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項（法60Ⅱ①）

○ 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項(事業計画作成指針)（法60Ⅱ①②）

一 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的事項

二 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する基本的記載事項

1 教育・保育提供区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

〈論点〉幼児期の学校教育・保育について、量の見込み（必要利用定員総数）をどのような単位で設定するか。

〈1〉年齢区分の取扱いをどうするか。

〈2〉保育の必要性の区分の取扱いをどうするか。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

4. 基本指針項目と主な論点②

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

- 1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

四 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項

- 1 区域の設定
- 2 各年度における幼児期の学校教育・保育の見込み(参酌標準)、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
〈論点〉需給調整をどう取り扱うか。
〈1〉計画の確保方策として定めたもの以外の施設から認可申請があった場合の需給調整をどう取り扱うか。
〈2〉認定こども園に移行する場合の需給調整をどう取り扱うか。
- 3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 幼児期の学校教育・保育及び地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置
- 5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項、その円滑な実施を図るために必要な市町村との連携

4. 基本指針項目と主な論点③

五 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する任意記載事項

- 1 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
 - 2 幼児期の学校教育・保育に関する情報の公表
 - 3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
- 専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項（法60Ⅱ③）
 - 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項（法60Ⅱ④）
 - その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項（法60Ⅱ⑤）

5. 参照条文①

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

5. 参照条文②

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
 - 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七十七条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画(次条第四項において「教育振興基本計画」という。)その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

- 第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。)を定めるものとする。
- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 三 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

5. 参照条文③

- 四 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - 五 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第三十一条第三項及び第三十二条第三項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - 二 教育・保育情報の公表に関する事項
 - 三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第十七条第二項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

ニーズ調査に関し事前にいただいたご意見

○古賀委員ご意見

No.	ご意見	市の考え
1	調査票ですが、いただいたままのものにはならないかもしれませんが、見づらいので、もう少し、見やすくしたほうが良いと思います。	ニーズ調査の対象者が、調査の趣旨をご理解いただき、お答えいただきやすいような様式といたします。
2	神戸市のものは、小学生の子どもが行うアンケートもありました。 ・学童など、学童は楽しいか？ ・学童でやってほしい活動⇒選択肢から○つける 等、子どもにも質問がありました。 当事者の意見は大事だと思いますし、特に、これから指定管理に移行していく佐倉市には必要な部分ではないでしょうか？	今回は、国のひな型を参考にした形態で実施し、ご意見のような個別的な事項につきましては、別途補足調査といった形で、必要に応じ実施したいと考えております。 小学生に対するアンケートの実施については検討いたします。
3	資料 2 ⇒ 調査票のイメージ、[注：1 ページ]の目的としては親としての成長や子どもの自己肯定感を持って、とか、親の自己肯定感を持って子育て出来る、とありますが、それに関する設問がありません。 保育に伴うサービス 保育士・教諭の信頼性 給食・食育 施設・設備 保育料・その他経費 安全確保のための配慮・保育内容全般 上記それぞれに、満足・やや満足・不満 その理由 を回答いただくのも良いかと思えます。	個別の事業に対する満足度などについては、必要に応じてその利用者を対象に別途補足調査といった形で実施することを検討いたします。
4	問 10 は、子育て協力者がいれば、その協力が ・気軽に頼める、か、気軽に頼めない、か、 ・頼めるが、預ける環境に不安がある⇒具体的にどんな不安？ というようなのはどうなのでしょう？	本日の委員会のご審議の中でご意見を頂ければと思います。

5	<p>子育て支援事業は、利用していなければわからない人も多いと思います。</p> <p>家庭保育、ファミリー・サポートセンター、法門児童クラブ、放課後こども教室、一時保育・・・など、回答の正確性を図るためにも、各事業の解説の一覧を添付したほうが良いと思います。</p>	<p>ご意見いただきましたように、事業説明を加えます。</p>
---	--	---------------------------------

○野島委員

No.	ご意見	市の考え
1	<p>もし可能でしたら、各質問事項について、子ども・子育て支援事業計画にどのように関連付けられるのか、</p> <p>当日に資料をいただけませんか？</p> <p>全部が無理でしたら、ひな形で青字で表記された"量の見込みの推計上必要な項目"以外の項目、最低限、佐倉市案の任意の追加項目について、その項目の必要性和使い方を示してください。</p>	<p>事前に配布いたしました資料1にありますとおり、「子ども・子育て支援事業計画」には、計画期間（5年間）について、①量の見込み ②確保内容と実施時期 を記載することとされています。</p> <p>今回実施するニーズ調査では、①を設定するために実施するものです。</p> <p>基本的には、国が示した調査票のイメージにある項目は必須となりますが、それ以外にも任意項目を設定することは可能です。</p> <p>市としても任意項目の設定を考えておりますが、どのような項目が必要か、本日の委員会でご審議いただければと思います。</p>
2	<p>細かいことは委員会の場で申し上げますが、調査票の文面にごく一部だけ佐倉市の施策に即した名称が使われていますが、</p> <p>他はほぼひな形そのままです。実際に出すときにはもう少し佐倉市の施策に即した名称を使うなど、質問項目は同じだとしても文章はもう少し練られるものという前提で考えてよいでしょうか？</p> <p>それとも完成品に近いものとして提出したという認識でしょうか？</p> <p>それによって議論の質・レベルが違ってきってしまうかと思っておりますので。</p>	<p>事前配布いたしました資料3につきまして、本日の委員会でご審議いただき、必要な修正などを加え、確定させたいと考えております。</p>
3	<p>問1)</p> <p>統計上、施策上の区分として「中学校区」を設問とすることは理解します。</p> <p>しかし、私自身の経験から考えても、就学前の子どもしかいない若い両親で、</p>	<p>お住まいの住所が、どの学区に当たるかわかるよう説明を加えます。</p> <p>ご意見のとおり、可能な限りご負担の無い形で調査にご協力いただけるよう、実際の調査票の様式は工夫してまいります。</p>

	<p>居住している地域の中学校区を即言える方がどれほどいるのでしょうか？</p> <p>せめて小学校区など(町名だとプライバシーの問題あり?)、もっと身近なところで答えていただき、集計の際に中学校区に置き換えるなど答えやすさを考えていただきたいと思います。</p> <p>これだけの量の質問に答えるのですから、子育てに追われている方々が、いちばん最初の質問から答えに詰まると、やる気を失います。</p>	
4	<p>問8) その他</p> <p>認可外保育施設やベビーシッターなどは想定していないのでしょうか？</p> <p>実数としてはかなり少ないかもしれませんが。しかし、例示しないで、その他として記入させるのは、実際に答えとしてとして出てこない可能性が高くなります。</p> <p>また、そのような環境ということを回答者に否定的なあり方ということかと萎縮させる効果があるのではないのでしょうか？</p>	<p>設問で、「その他」での記載については、可能な限り例示を加え、回答しやすいようにいたします。</p>
	<p>問18) その他</p> <p>ひな形そのままの設問となっていますが、このままではよそ事のような印象です。</p> <p>事業名(地域子育て支援拠点事業)で書かれても、多くの方は理解できないでしょう。</p> <p>佐倉市で実際に行っている名称や場所・内容を例示してください。</p> <p>「類似の事業」に至っては、地域子育て支援拠点事業と区別できるのはよほどちゃんと、行政を理解している方ではないですか？</p> <p>また、ここでは、自主的な子育てサークルや民間(任意団体、NPO、生協など)がやっている類似の事業は問わないのですか？</p> <p>市が金を出してなくてもニーズだと思うのですが。</p>	<p>古賀委員No.5のとおり、ご意見いただきましたように、事業説明を加えます。</p>

子ども・子育て関連3法について

平成25年4月

内閣府・文部科学省・厚生労働省

目次

○子育てをめぐる現状と課題について	2
○子ども・子育て関連3法の趣旨と主なポイント	3
○子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像	5
○子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)	6
○認定こども園法の改正について	8
○保育に関する認可制度の改善等について	13
○施設型給付の創設	15
○本制度における行政が関与した利用手続き	16
○地域型保育給付の創設	20
○本制度における利用者負担について	23
○地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について	24
○国の所管及び組織体制について	25
○子ども・子育て会議について	27
○子ども・子育て支援の充実に必要な財源について	29
○これまでの検討経緯	33
○本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)	34
○子ども・子育て関連3法(概要・検討事項・附帯決議)	35
○社会保障・税一体改革に関する確認書(子育て関連部分)	43
○参考	45

子育てをめぐる現状と課題について

○急速な少子化の進行 (平成23年合計特殊出生率 1.39)

○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

- ・独身男女の約9割が結婚意思を持っており、希望子ども数も2人以上。
- ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。

○子ども・子育て支援が質・量ともに不足

- ・家族関係社会支出の対GDP比の低さ

(日:1.04%、仏:3.00%、英:3.27%、スウェーデン:3.35%)

○子育ての孤立感と負担感の増加

○深刻な待機児童問題

○放課後児童クラブの不足「小1の壁」

○M字カーブ(30歳代で低い女性の労働力率)

○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性

○子育て支援の制度・財源の縦割り

○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、
保育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

- ・待機児童の解消
- ・地域の保育を支援
- ・教育・保育の質的改善

地域の子ども・子育て支援の
充実

※「学校教育」とは、学校教育法に位置づけられる小学校就学前の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

子ども・子育て関連3法(平成24年8月成立)の趣旨と主なポイント

◆ 3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆ 主なポイント

○認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）
及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

* 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

○認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・ 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
- ・ 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
- ・ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- ・ 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実



幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援に共通の仕組み

○ 基礎自治体（市町村）が実施主体

- 市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- 国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

○ 社会全体による費用負担

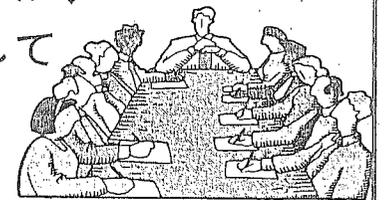
- 消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
（幼児教育・保育・子育て支援の質・量の拡充を図るためには、消費税率の引き上げにより確保する0.7兆円程度を含めて1兆円超程度の追加財源が必要）

○ 政府の推進体制

- 制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

○ 子ども・子育て会議の設置

- 国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして子ども・子育て会議を設置
- 市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務



子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像

子ども・子育て支援給付

■ 施設型給付

・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする

■ 地域型保育給付

・小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

※ 施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応

■ 児童手当

地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等
(対象事業の範囲は法定)

※ 都道府県が実施する社会的養護等の事業と連携して実施

■ 延長保育事業、病児・病後児保育事業

■ 放課後児童クラブ

■ 妊婦健診

※ 出産・育児に係る休業に伴う給付(仮称)→ 将来の検討課題

子どもや子育て家庭の状況に応じた子ども・子育て支援の提供(イメージ)

子ども・子育て家庭の状況及び需要

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+子育て支援

満3歳以上の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
学校教育+保育+放課後児童クラブ+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用する家庭
(子ども・子育てのニーズ)
保育+子育て支援

満3歳未満の子どもを持つ、
保育を利用せず家庭で子育てを行う家庭
(子ども・子育てのニーズ)
子育て支援

需要の調査・把握

市町村子ども・子育て支援事業計画

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所 = 施設型給付の対象※

小規模保育事業者
家庭的保育事業者
居宅訪問型保育事業者
事業所内保育事業者

地域型保育給付の
=対象※

(施設型給付・地域型保育給付は、早朝・夜間・休日保育にも対応)

地域子ども・子育て支援事業 ※対象事業の範囲は法定

・地域子育て支援拠点事業
・一時預かり
・乳児家庭全戸訪問事業等

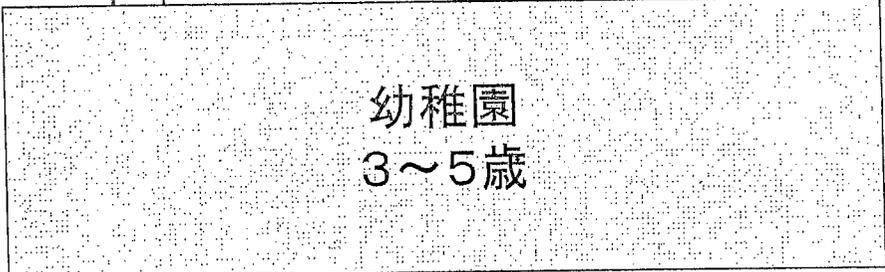
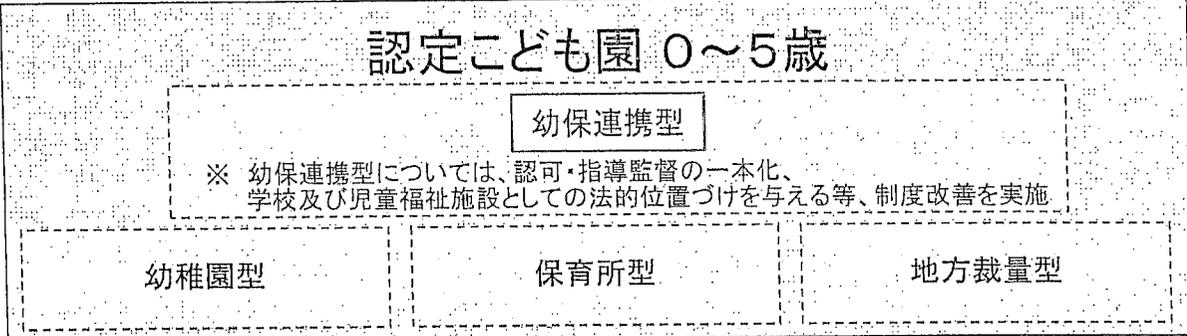
・延長保育事業
・病児・病後児保育事業

放課後児童
クラブ

※ 施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受けた施設・事業者の中から、市町村の確認を受けたもの

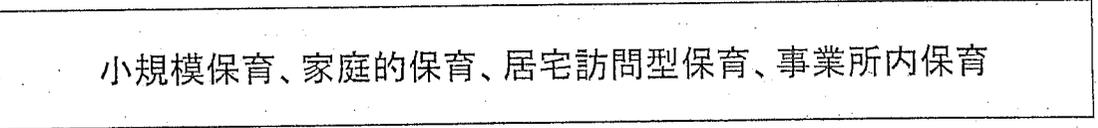
子ども・子育て支援法
～認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など共通の財政支援
のための仕組み～

施設型給付



※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付



認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設
(新たな「幼保連携型認定こども園」)
 - 既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
→ 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

《改正後》

幼保連携型
(594件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園
(学校)

保育所
(児童福祉施設)

- 幼稚園は学校教育法に基づく認可
- 保育所は児童福祉法に基づく認可
- それぞれの法体系に基づく指導監督
- 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼保連携型認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

- 改正認定こども園法に基づく単一の認可
- 指導監督の一本化
- 財政措置は「施設型給付」で一本化
- ※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園型
(317件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園
(学校)

保育所機能

保育所型
(155件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能

保育所
(児童福祉施設)

地方裁量型
(33件)

※設置主体制限なし

**幼稚園機能
+
保育所機能**

(認定こども園の合計件数は1099件(平成25年4月時点))

- 施設体系は、現行どおり
- 財政措置は「施設型給付」で一本化

新たな幼保連携型認定こども園

○ 学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

※ ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置付けられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育(幼児期の学校教育)を言い、「保育」とは児童福祉法に位置付けられる乳幼児を対象とした保育を言う。以下同じ。

ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。

また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

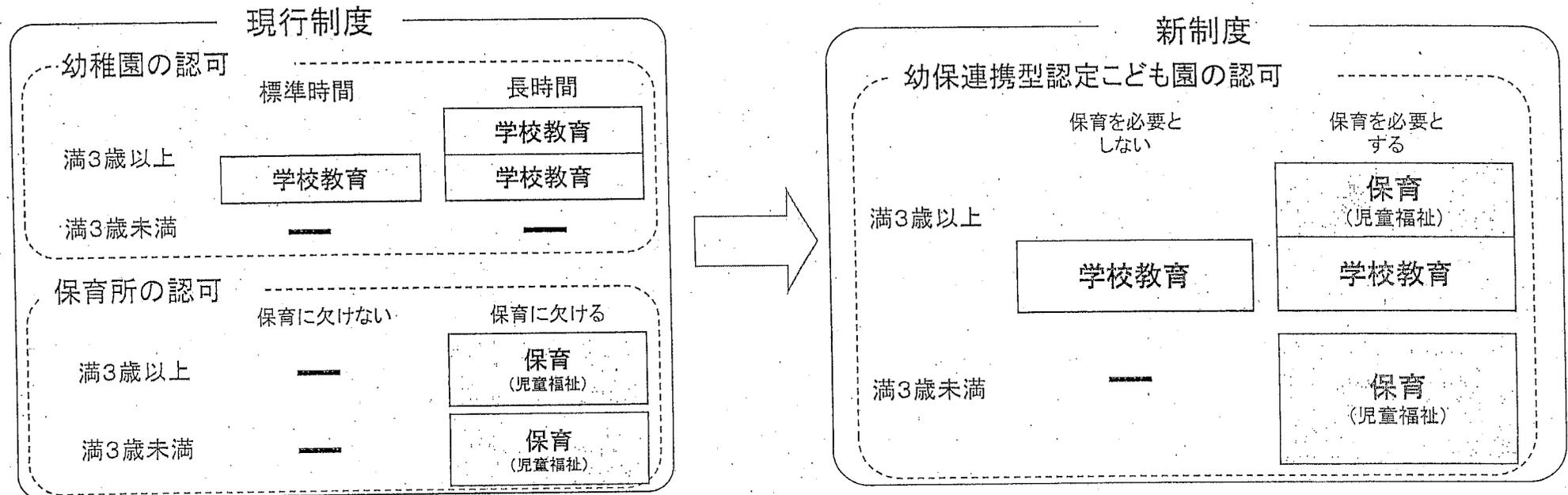
※ 満3歳未満児の受入れは義務付けないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園の普及を促進する。

○ 学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

※ 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校就学前の学校教育を行う学校であることを明確にする。

※ 幼保連携型認定こども園は、小学校就学前の学校として、小学校教育との連携・接続が必要であることについて明確にする。

○ 幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。)



新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について	
設置主体	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 ※既存の附則6条園の設置者が幼保連携型認定こども園を設置する場合の経過措置あり
認可主体等	都道府県知事（公立）届出（私立）認可 ※大都市（指定都市・中核市）に権限を移譲（認可をする場合、市長はあらかじめ都道府県知事と協議） ※欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可を行うものとする。
監督	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
審議会の意見聴取	（公立）事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取 （私立）設置認可、認可の取消し、事業停止命令、閉鎖命令 → 事前に意見聴取
所管・教育委員会の関与	公立・私立を問わず、地方公共団体の長が一体的に所管 （公立）長が事務を管理・執行するに当たり教育委員会の意見を聴く等の関与 （公立・私立）長は、必要と認めるとき、教育委員会に助言・援助を求めることができる
教育・保育内容の基準	「幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）」を定める。
設置基準	現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とする。 ※学校としての基準（学級担任制、面積基準等）と児童福祉施設としての基準（人員配置基準、給食の実施等）を併せ持つ基準を適用し、質の高い学校教育・保育を保障する。 ※職員配置基準（学級編制基準）の引き上げ等を検討
配置職員	園長、保育教諭※、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、調理員 → 必置 副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭等 → 任意配置 ※保育教諭は、幼稚園教諭の免許状と保育士資格を併有することを原則とする。
公立の職員の身分	（公立）基本的に教育公務員特例法に規定する教育公務員としての取扱い

新たな幼保連携型認定こども園の具体的制度設計について(続き)	
研修	(公立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)、研修機会の付与、職専免研修等 (私立)研修の充実が図られる(教育基本法9条)
政治的行為の制限	(公立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項) [教員]国家公務員と同様の制限(所属地方公共団体内外に関わらず制限) (私立)[施設]政治教育その他の政治行為の禁止(教育基本法14条2項)
評価・情報公開	自己評価 → 義務 関係者評価・第三者評価 → 努力義務
保健	保健計画策定、保健室設置、健康診断、出席停止制度、臨時休業制度
災害共済給付	対象とする
名称使用制限	幼保連携型認定こども園以外の施設が「幼保連携型認定こども園」という名称又は紛らわしい名称を用いてはならない
税制	現行の幼稚園及び保育所に対する措置を踏まえ、平成25年度以降の税制改正要望を通じて検討。

(主な経過措置等)

- ・ 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者に対して、所要の経過措置を講ずる。
- ・ 現行の幼保連携型認定こども園について、新たな幼保連携型認定こども園の認可を受けたものとみなす。
- ・ 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化を含め、その在り方について検討する。
- ・ その他の関係法令の適用についても、現行の幼稚園、保育所及び認定こども園からの円滑な移行に配慮して、関係規定を整理する。

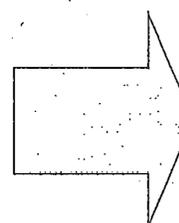
現行制度・新制度における幼保連携型認定こども園の比較(私立の場合)

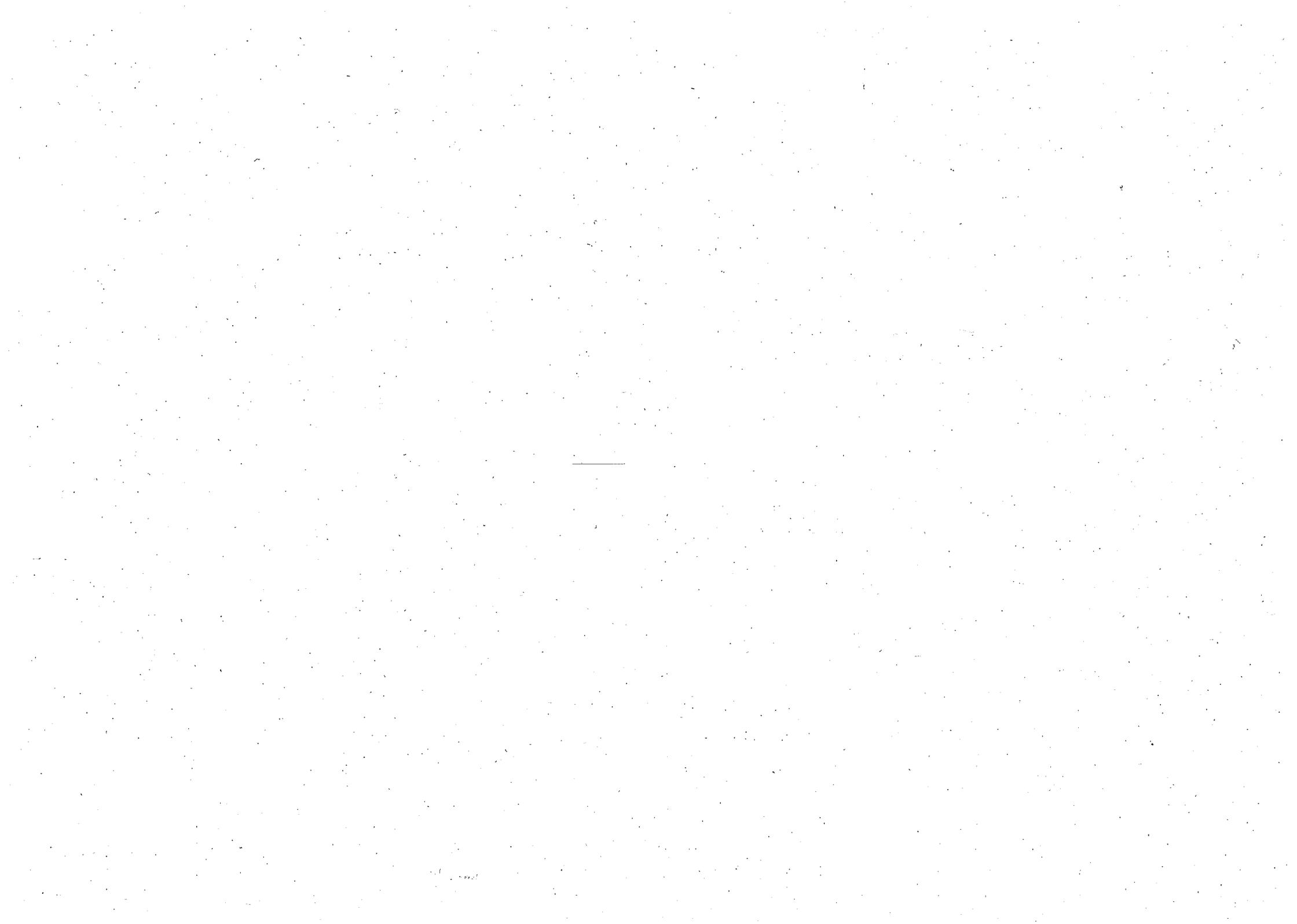
<現行制度>

	現行の幼保連携型 認定こども園
根拠法	【幼稚園部分】学校教育法 【保育所部分】児童福祉法 【認定こども園】認定こども園法
設置 主体等	【幼稚園】国、地方公共団体及び学校法人 (当分の間、学校法人以外の者が幼稚園を設置で きる。(学校教育法附則第6条)) 【保育所】設置主体制限なし ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
認可等 権者	【幼稚園部分】都道府県知事 【保育所部分】都道府県知事、指定都市市長、中核市市長 【認定こども園】認定権者: 都道府県知事(又は教育委員会)
指導 監督	【幼稚園部分】閉鎖命令 【保育所部分】立入検査、改善勧告、改善命令、 事業停止命令、認可の取消し 【認定こども園】認定の取消し
基準	【幼稚園部分】幼稚園設置基準 【保育所部分】児童福祉施設最低基準
財政 措置	【幼稚園部分】私学助成(都道府県) 幼稚園就園奨励費補助(市町村) 【保育所部分】保育所運営費負担金(市町村)
利用者 負担	【幼稚園部分】施設が自由に設定 【保育所部分】市町村の関与の下、施設が設定(応能負担)

<新制度>

	新たな幼保連携型 認定こども園
	認定こども園法
	国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人 (既存の附則6条園の設置者について、経過措置あり) ※幼稚園・保育所からの移行は任意。
	都道府県知事(教育委員会が一定の関与) ※大都市(指定都市・中核市)に権限を移譲
	立入検査、改善勧告、改善命令、事業停止命令、閉鎖命令、認可の取消し
	幼保連携型認定こども園の設備及び運営に 関する基準
	施設型給付(市町村)が基本
	市町村が設定(応能負担) ※一定の要件の下、施設による上乗せ徴収が可能



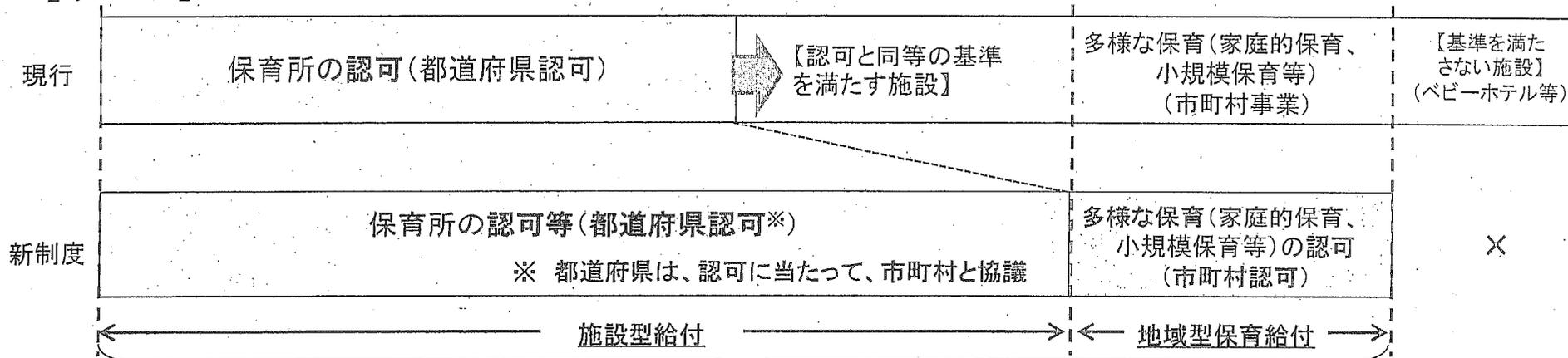


保育に関する認可制度の改善等について

【基本的な考え方】

- 認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう
 - ① 社会福祉法人・学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める
 - ② その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- その際、都道府県は、実施主体である市町村との協議を行うことで、市町村子ども・子育て支援事業計画との整合性を確保する。
- 市町村は、認可施設・事業に対し、利用定員を定めた上で、給付の対象とすることを確認する。
- 確認を行った市町村は、適正な給付の維持のため、施設・事業に対し、指導監督を実施する。

【イメージ】



認可を受けた施設、事業は、市町村による定員を定めた上での確認を得て、対象施設・事業となる（私立保育所は委託費）。

※認定こども園についても、改善後の保育所に関する認可制度と同様の認定・認可の仕組みとする。

施設型給付と地域型保育給付の対象施設・事業の確認手続きについて

【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村（基礎自治体）が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。
※教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
※地域型保育事業者：小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

〔基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う（立入検査、基準遵守の勧告・措置命令、確認取消し等）。

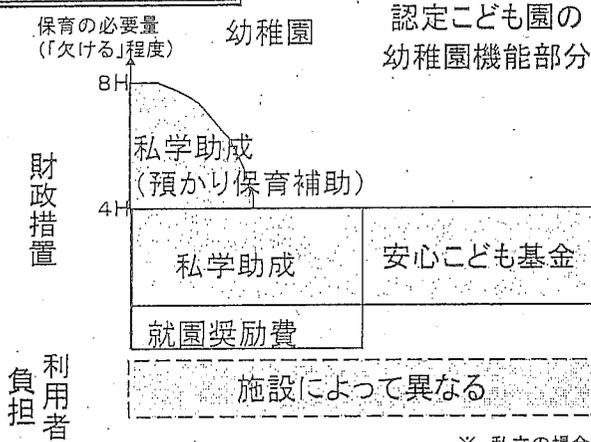
〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。
- ただし、施設・事業自体から撤退するには、都道府県知事等の認可等を得なくてはならない。

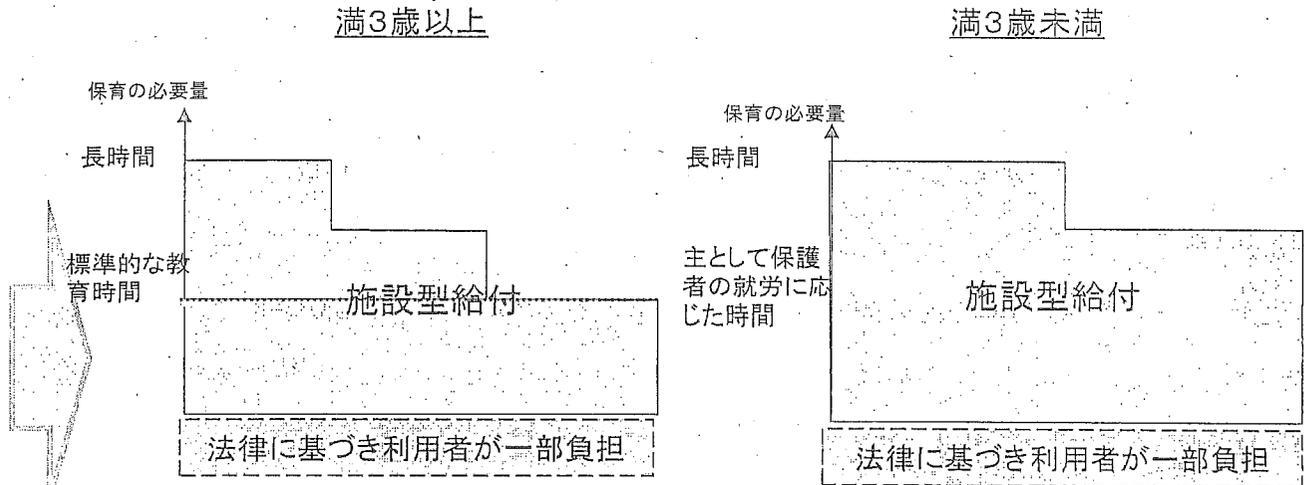
施設型給付の創設

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

<現行制度>



<新たな制度>



※私立保育所については、児童福祉法第24条に則り、市町村から委託費として支払う。

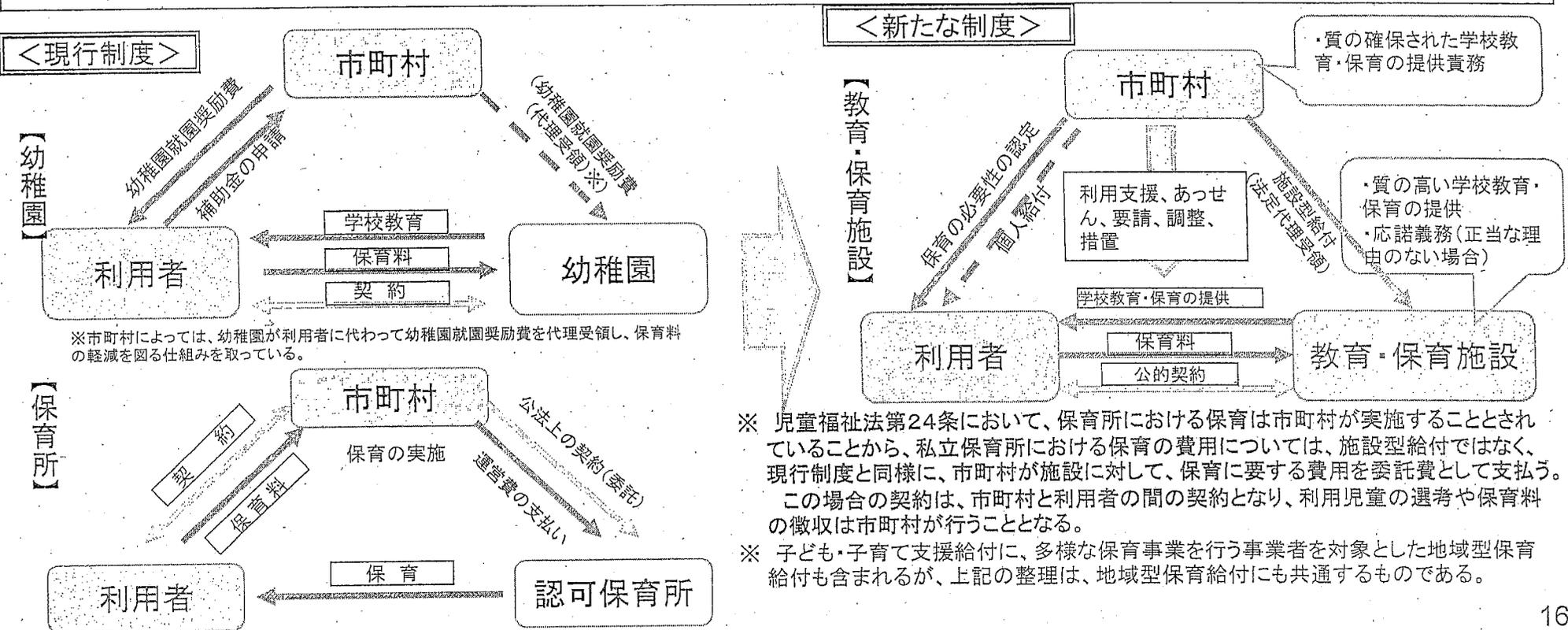
※上記の他、特色ある取組(例:特別支援教育等)に対する奨励的な補助として私学助成を措置。

※施設型給付の対象として確認を受けない幼稚園の場合は、私学助成を継続。

※休日保育、早朝・夜間保育についても対応する。

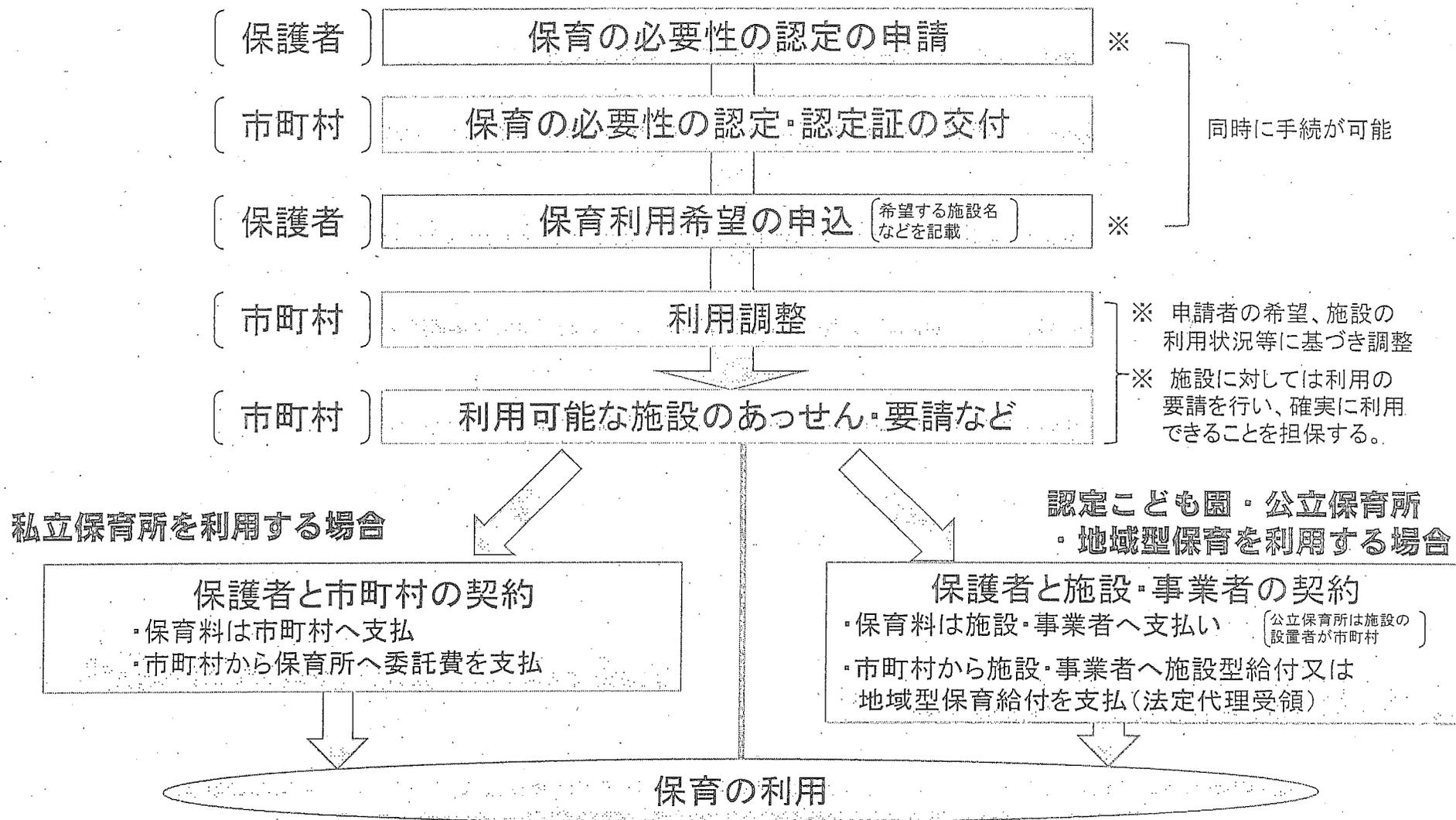
本制度における行政が関与した利用手続き

- 市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
- 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。
- 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どものいずれについても、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
- 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- ただし、私立保育所については、児童福祉法第24条第1項により、保育所における保育を行うため、市町村と利用者が契約し、私立保育所に対して委託費を支払うこととする。その際、保育料も市町村が徴収する。
- 公的契約に関する市町村の関与の詳細については、19頁参照。



◆ 保育を必要とする場合の利用調整の手順(イメージ)

- 当面の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者との間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者との間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



本制度での保育に関する市町村の役割(イメージ)

従来の児童福祉法第24条による保育の実施のみならず、子ども・子育てに関する市町村の役割・責務を明確にしつつ、すべての子どもの健やかな育ちを重層的に保障

改正後の児童福祉法

- ◎市町村は、児童福祉法及び子ども・子育て支援法に定めるところにより、保育を必要とする子どもに対し、保育所において保育しなければならない。 ※私立保育所には、施設型給付に代えて市町村より委託費を支払い
- ◎市町村は、認定こども園、家庭的保育事業等により、保育を必要とする子どもに対し、必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

⇨ 保育所以外による保育に関するただし書きを削除し、地域のニーズに応じた手段で全ての子どもに保育を保障

◎市町村は子どもがその置かれている環境などに応じて、必要な保育を受けることができるよう、保育関連事業の連携及び調整を図るなど、地域の実情に応じた体制の整備を行うものとする。

◎市町村による利用調整

◎虐待事例など、特別な支援が必要な子どもに対する、市町村による保育の利用勧奨、支援、措置

◎やむを得ない事由により利用できない子どもに対する市町村による保育の措置



子ども・子育て支援法

◎全市町村における市町村計画の策定を義務付け、計画的な保育整備【現行は待機児童50人以上の市町村のみ】

◎施設型給付、地域型保育給付の受給権保障の法定化

◎市町村の関与の下、利用者の選択に基づく給付の実施

・市町村の関与の下での適切な契約の締結

・障害児など、特別な支援が必要な子どもについて、市町村によるあっせん・要請などの利用支援

◎質の確保された給付の提供

公的契約と市町村による関与について

○ 市町村は、適切な施設・事業が確実に利用できるよう以下の関与を行う。

【保育の必要性の認定を受けない子ども】

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)等による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせん等する。

【保育の必要性の認定を受けた子ども】

①利用に当たっての支援、調整

- 市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 市町村は、これまでの保育について担ってきた役割等を踏まえ、当分の間、利用者からの利用の申込みを受け、次のような対応を行う。
 - 保育所での保育については、従来と同様、利用調整を行い、市町村と保護者が契約する。
 - 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。
 - それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせん等するほか、当該施設・事業者に対して当該子どもの利用の要請を行う。

②市町村による措置

- 保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、虐待等により保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設に対して措置する(措置による入所・利用)。
- 上記の場合以外で、①のあっせん、要請等によっても利用できないなど、やむを得ない事由がある場合、市町村は、当該保護者の子どもについて、施設・事業に対して措置することができる。



地域型保育給付の創設

基本的な制度設計

- 教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、以下の保育事業を市町村による認可事業とした上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとする。
 - ◇ 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
 - ◇ 家庭的保育（利用定員5人以下）
 - ◇ 居宅訪問型保育
 - ◇ 事業所内保育（主として従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）

- 待機児童が都市部に集中し、また待機児童の大半が満3歳未満の児童であることを踏まえ、こうした小規模保育や家庭的保育などの量的拡充により、待機児童の解消を図る。

- 小規模保育、家庭的保育など、事業それぞれの特性に応じた客観的な認可基準を設定し、質の確保を図る。また、認可の仕組みについては、大都市部の保育需要に対して、機動的に対応できる仕組みとする。

- 保育の必要性の認定、公的契約、市町村の関与、公定価格の算定の考え方、給付の支払方法などは、施設型給付と同様とする。

地域型保育給付の創設(続き)

地域型保育の充実による都市部の待機児童対策

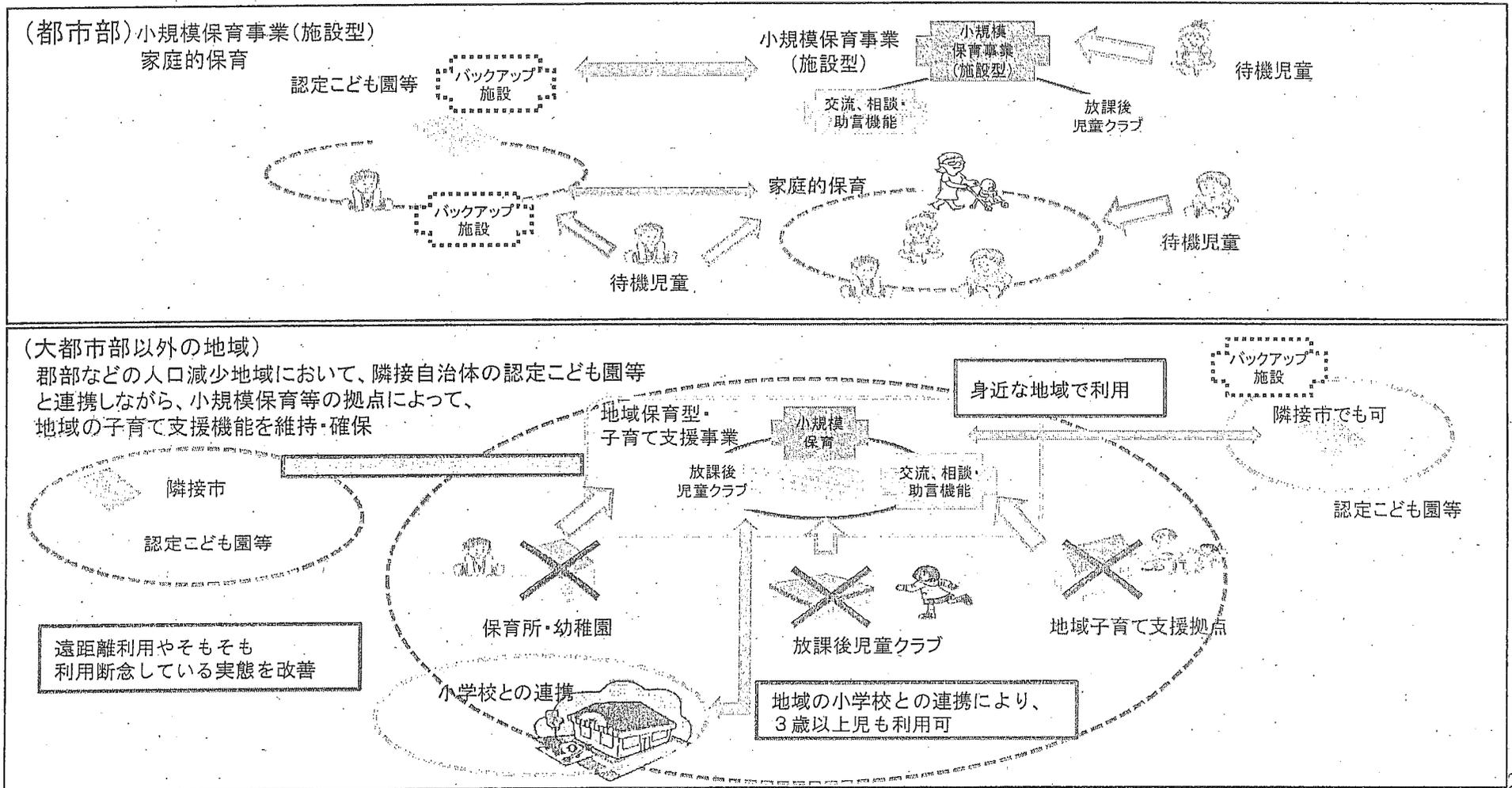
- 3歳未満児に重点を置いた小規模な保育の類型として新設
 - 都市部での小規模な拠点の整備を推進(例: 余裕教室等の公的スペース、賃貸スペース等を活用)
 - ⇔ 質を確保する基準を設定
- 3歳以上児の学校教育・保育を行う認定こども園等(※認定こども園・幼稚園・保育所)との連携を確保(分園を含む)
 - ※ 連携先認定こども園等の確保が難しい場合、市町村が調整することも可能とする。
 - ※ 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設し、一体的に取り組む形態も想定する。

一般市町村における地域型保育の展開(多機能型)

- 市町村内の保育ニーズについて、一定以上の規模を有する教育・保育施設による対応を基本としつつ、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域型保育を組み合わせて、地域の保育機能を確保
- 認定こども園等と連携の確保(連携先認定こども園等の確保が困難な場合、市町村による調整を可能とする。)
- 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設することにより、地域の多様な保育ニーズに対応可能な仕組み
 - 郡部などの人口減少地域などでも、地域コミュニティの子育て支援の拠点を維持・確保
- ※ 郡部などの人口減少地域等においては、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における学校教育・保育を確保する観点から、例外的に3歳以上児の利用も認める。
 - 3歳以上児の学校教育・保育を保障するために必要な、認定こども園等や地域の小学校との連携を法令に位置づけ、具体的な連携方策を更に検討
- ※ 都市部の待機児童対策としての地域型保育事業との違いに留意する

小規模保育等の活用による地域の子育て支援機能の充実(イメージ)

- ・ 都市部では、認定こども園等をバックアップ施設として、小規模保育等を増やすことによって、待機児童の解消を図ります。
- ・ 人口減少地域では、隣接自治体の認定こども園等と連携しながら、小規模保育等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保します。



本制度における利用者負担について

本制度における利用者負担の基本的考え方

- 本制度における利用者負担については、すべての子どもに質の確保された学校教育・保育を保障するとの考え方を踏まえ、現行制度の利用者負担の水準、利用者の負担能力を勘案した応能負担を基本として定める。

※ただし、市町村が給付に関する利用者負担額を設定する際、給付単価を超える額を設定することはできない。

※実費徴収や実費徴収以外の上乗せ徴収については、一定の要件の下で施設が定める。

- 利用者負担の水準については、財源の在り方と併せて、制度施行までに検討する。

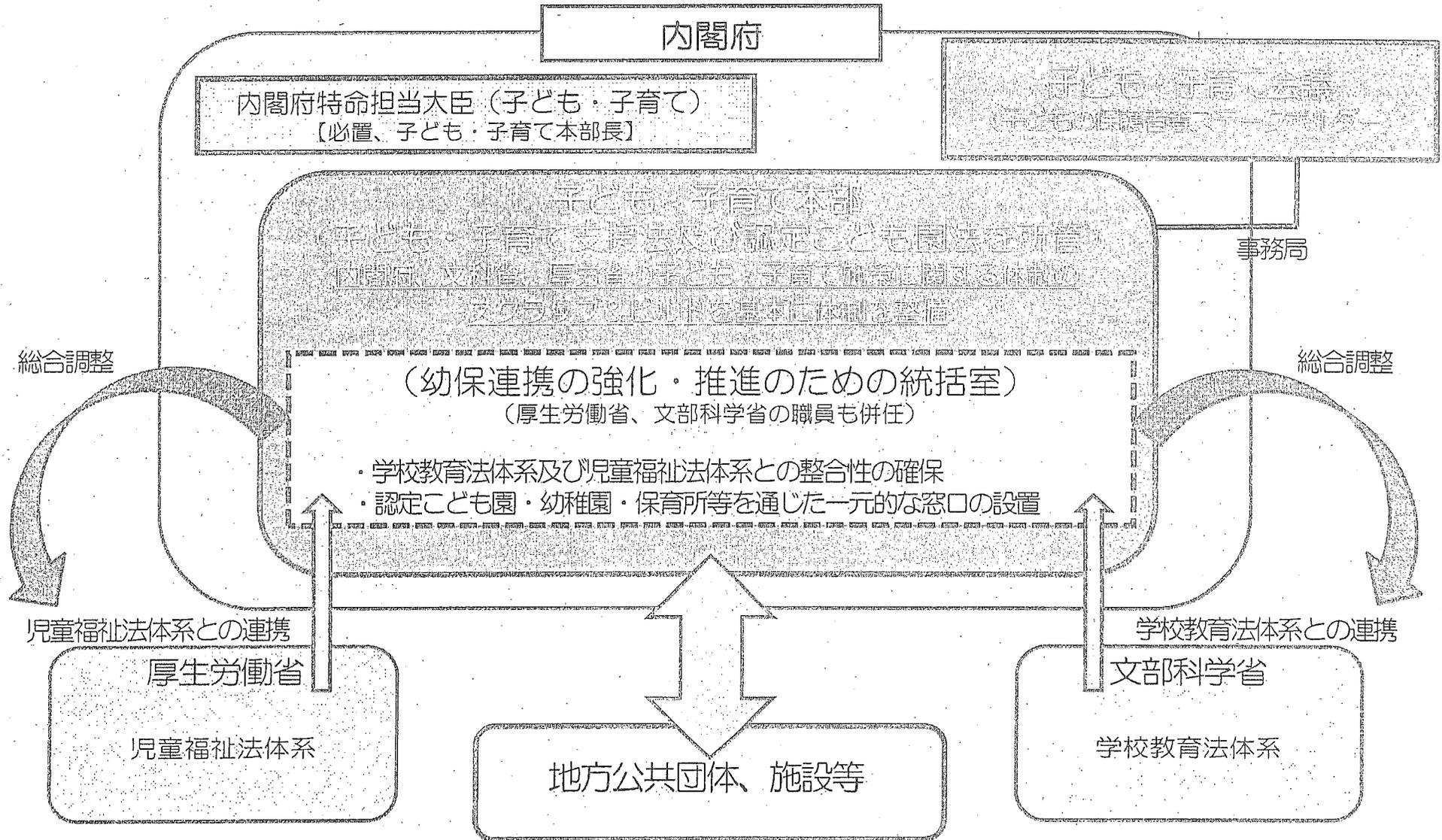
地域子ども・子育て支援事業の対象範囲について

- 地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施する以下の事業とする。また、対象事業の範囲は法定する。
 - ・ 利用者支援
 - ・ 地域子育て支援拠点事業
 - ・ 一時預かり
 - ・ 乳児家庭全戸訪問事業
 - ・ 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業
 - ・ 子育て短期支援事業
 - ・ 延長保育事業
 - ・ 病児・病後児保育事業
 - ・ 放課後児童クラブ
 - ・ 妊婦健診
 - ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

国の所管及び組織体制について

- 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣総理大臣が主たる責任を有し、企画立案から執行までを一元的に内閣府において所管する。
- 認定こども園については、学校、児童福祉施設を所管する観点から、文部科学省・厚生労働省も共管するが、制度全体としては内閣府が所管する。
その上で、内閣府に子ども・子育て本部を設置し、認定こども園に関する一元的な窓口を設け、全ての類型を通じた給付や幼保連携の強化・推進を担う。
- 子ども・子育て支援法の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる（子ども・子育て支援法附則第2条第4項）。

内閣府を中心とした一元的体制（イメージ）



※子ども・子育て支援法公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

子ども・子育て会議について

○平成25年4月に内閣府に設置。

○委員

- ・25人以内で組織。
- ・子どもの保護者、都道府県知事、市町村長、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者及び子ども・子育て支援に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命。

○役割

- ・会議は、子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項を調査審議する。

子ども・子育て支援法又は他の法律によりその権限に属させられた事項の主な内容

- ・基本指針の調査審議
 - ・認定こども園法に基づく幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準の調査審議
 - ・特定教育・保育施設の基準の調査審議
 - ・特定地域型保育事業者の基準の調査審議
 - ・施設型給付費、特例施設型給付費の額の算定基準の調査審議
 - ・地域型保育給付費、特例地域型保育給付費の額の算定基準の調査審議
- など

- ・会議は、子ども・子育て支援法の施行に関する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。
- ・会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べるができる。

子ども・子育て会議 委員及び専門委員

○子ども・子育て会議 委員

秋田 喜代美	東京大学大学院教育学研究科教授	佐藤 秀樹	全国保育協議会副会長
荒木 尚子	全国国公立幼稚園長会会長	佐藤 博樹	東京大学大学院情報学環教授
大日向 雅美	恵泉女学園大学大学院教授	菅家 功	日本労働組合総連合会副事務局長
奥山 千鶴子	NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長	高尾 剛正	一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長
尾崎 正直	高知県知事	月本 喜久	全日本私立幼稚園PTA連合会副会長
尾身 朝子	東京商工会議所人口政策委員会委員	古渡 一秀	NPO法人全国認定こども園協会副代表理事
柏女 靈峰	淑徳大学総合福祉学部教授	北條 泰雅	全日本私立幼稚園連合会副会長
橘原 淳信	全国私立保育園連盟副会長	宮下 ちづ子	公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長
清原 慶子	三鷹市長	無藤 隆	白梅学園大学子ども学部教授
駒崎 弘樹	全国小規模保育協議会理事長	吉田 大樹	NPO法人ファザーリング・ジャパン代表理事
小室 淑恵	株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院顧問
榊原 智子	読売新聞東京本社社会保障部次長	渡邊 廣吉	前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長
坂崎 隆浩	日本保育協会理事		聖籠町長

○子ども・子育て会議 専門委員

稲見 誠	一般社団法人全国病児保育協議会会長	坂本 秀美	公益社団法人全国保育サービス協会理事
今村 定臣	公益社団法人日本医師会常任理事	鈴木 道子	NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長
内田 賢司	秦野市教育委員会教育長	溜川 良次	全国認定こども園連絡協議会会長
葛西 圭子	公益社団法人日本助産師会専務理事	山口 洋	一般社団法人日本こども育成協議会副会長

(50音順)
(平成25年4月9日付発令)



子ども・子育て支援の充実に必要な財源について

社会保障・税一体改革成案

平成23年6月30日

政府・与党社会保障改革検討本部決定（抜粋）

はじめに（略）

I 社会保障改革の全体像

1 社会保障改革の基本的考え方 ～「中規模・高機能な社会保障」の実現を目指して（略）

2 改革の優先順位と個別分野における具体的改革の方向

(1) 改革の優先順位

厚生労働省案に示す「社会保障制度改革の基本的方向性」（1. 全世代対応型・未来への投資、

2. 参加保障・包括的支援（全ての人に参加できる社会）、3. 普遍主義、分権的・多元的なサービス供給体制、

4. 安心に基づく活力）を踏まえ、

① 子ども・子育て支援、若者雇用対策

② 医療・介護等のサービス改革

③ 年金改革

④ 制度横断的課題としての「貧困・格差対策（重層的セーフティネット）」「低所得者対策」

についてまず優先的に取り組む。

(2) 個別分野における具体的改革

(略)

<個別分野における主な改革項目(充実／重点化・効率化)>

I 子ども・子育て

○ 子ども・子育て新システムの制度実施等に伴い、地域の実情に応じた保育等の量的拡充や幼保一体化などの機能強化を図る。

・ 待機児童の解消、質の高い学校教育・保育の実現、放課後児童クラブの拡充、社会的養護の充実

・ 保育等への多様な事業主体の参入促進、既存施設の有効活用、実施体制の一元化

II 医療・介護等(略)

III 年金(略)

IV 就労促進(略)

V I～IV以外の充実、重点化・効率化(略)

VI 地方単独事業(略)

(3) 社会保障・税に関わる共通番号制度の早期導入（略）

Ⅱ 社会保障費用の推計

1 機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）にかかる費用

子ども・子育て、医療・介護等及び年金の各分野ごとの充実項目、重点化・効率化項目にかかる費用（公費）の推計は別紙2の欄D及びEに示すとおりである。

改革全体を通じて、2015年度において

充実による額 3.8兆円程度

重点化・効率化による額 ~▲1.2兆円程度

を一つの目途として、機能強化（充実と重点化・効率化の同時実施）による追加所要額（公費）は、約2.7兆円程度と見込まれる。

2015年段階における各分野ごとの追加所要額（公費）は、

I 子ども・子育て 0.7兆円程度

（税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超程度の措置を今後検討）

II 医療・介護等 ~1.6兆円弱程度

（総合合算制度~0.4兆円程度を含む）

III 年金 ~0.6兆円程度

（再掲：貧困・格差対策 ~1.4兆円程度

（総合合算制度~0.4兆円程度を含む）

と見込まれる。

2 社会保障給付にかかる公費（国・地方）全体の推計

（略）

安定財源の確保

■ 消費税の使い途を子育てにも拡大

→ 国分の消費税収の使い途を、現在の高齢者3経費(基礎年金、老人医療、介護)から、社会保障4経費(年金、医療、介護、子育て)に拡大。

■ 消費税率5%引き上げにより社会保障の充実の財源に充てられる2.7兆円のうち、0.7兆円程度が子ども・子育て支援の充実のための財源に。

■ 子ども・子育て支援の充実のための0.7兆円程度の内訳

→ 保育等の量の拡充(最優先課題である待機児童解消等)、質の改善(職員配置の改善・処遇改善等)に充当。

○ 具体的な充当方法については、今後、内閣府の「子ども・子育て会議」(平成25年4月設置)などにおける議論を踏まえ検討。

■ 0.7兆円程度以外の0.3兆円超程度の確保の課題

→ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るためには、1兆円超程度の財源が必要。
今回の消費税率の引上げにより確保する0.7兆円程度以外の0.3兆円超の財源確保が課題。

○ 社会保障・税一体改革に関する確認書(社会保障部分) (抄)

(平成24年6月15日 自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者間会合)

二. 社会保障改革関連5法案について

(1) 子育て関連の3法案の修正等

⑤ その他、法案の附則に以下の検討事項を盛り込む。

○ 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、安定財源の確保に努めるものとする。

⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

○ 子ども・子育て支援法(抄)

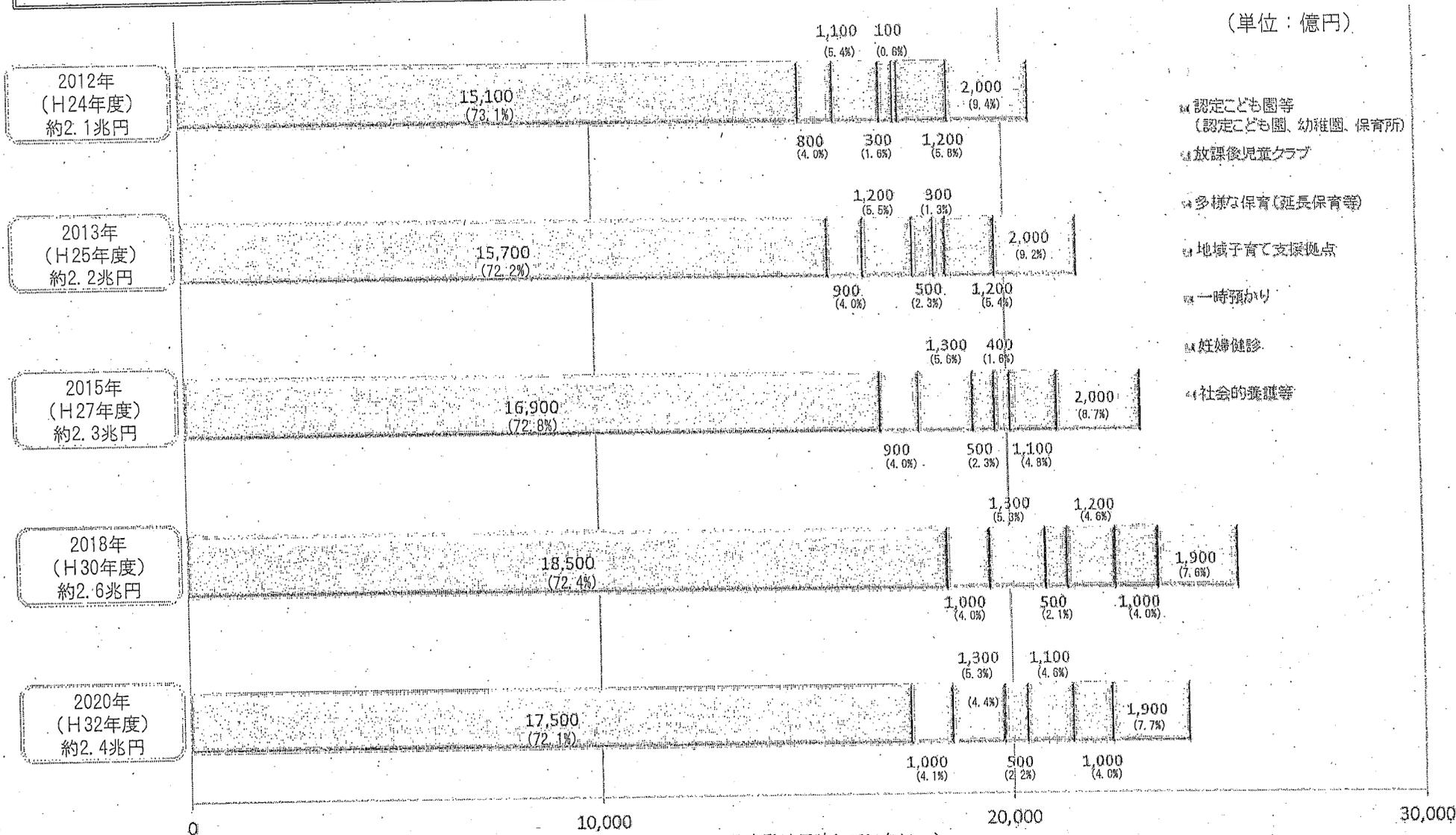
附 則

(財源の確保)

第3条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

子ども・子育て支援施策に係る費用推計<現物給付の費用区分別>

○ 子ども・子育てビジョンに基づき現物給付の量的拡大が継続するため、平成29年度末まで給付総額は増加するが、それ以降児童人口の減少を反映して給付総額は減少していく。



*平成24年3月「社会保障に係る費用の将来推計」に基づく給付費ベースの推計。(GDPによる変動は反映していない。)

*認定こども園等の費用推計は、「子ども・子育てビジョン」に基づく保育利用ニーズをベースに算出しており、必要な保育ニーズはすべて認定こども園等として計上している。

これまでの検討経緯

○平成22年

1月29日 少子化社会対策会議決定により、子ども・子育て新システム検討会議を設け、検討を始める。

○平成24年

3月2日 「子ども・子育て新システムの基本制度について」（少子化社会対策会議決定）

3月30日 消費税関連法案とともに、平成24年通常国会に法案を提出

5月10日 衆議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

5月17日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

6月15日 社会保障・税一体改革に関する確認書(自由民主党・公明党・民主党 社会保障・税一体改革(社会保障部分)に関する実務者会合)

6月20日 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案(議員立法)」
国会提出

6月22日 「子ども・子育て支援法案」と「子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」の修正案(議員修正)国会提出

6月26日 衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び衆議院本会議で3法案を可決

7月11日 参議院本会議における子ども・子育て関連3法案の趣旨説明・質疑

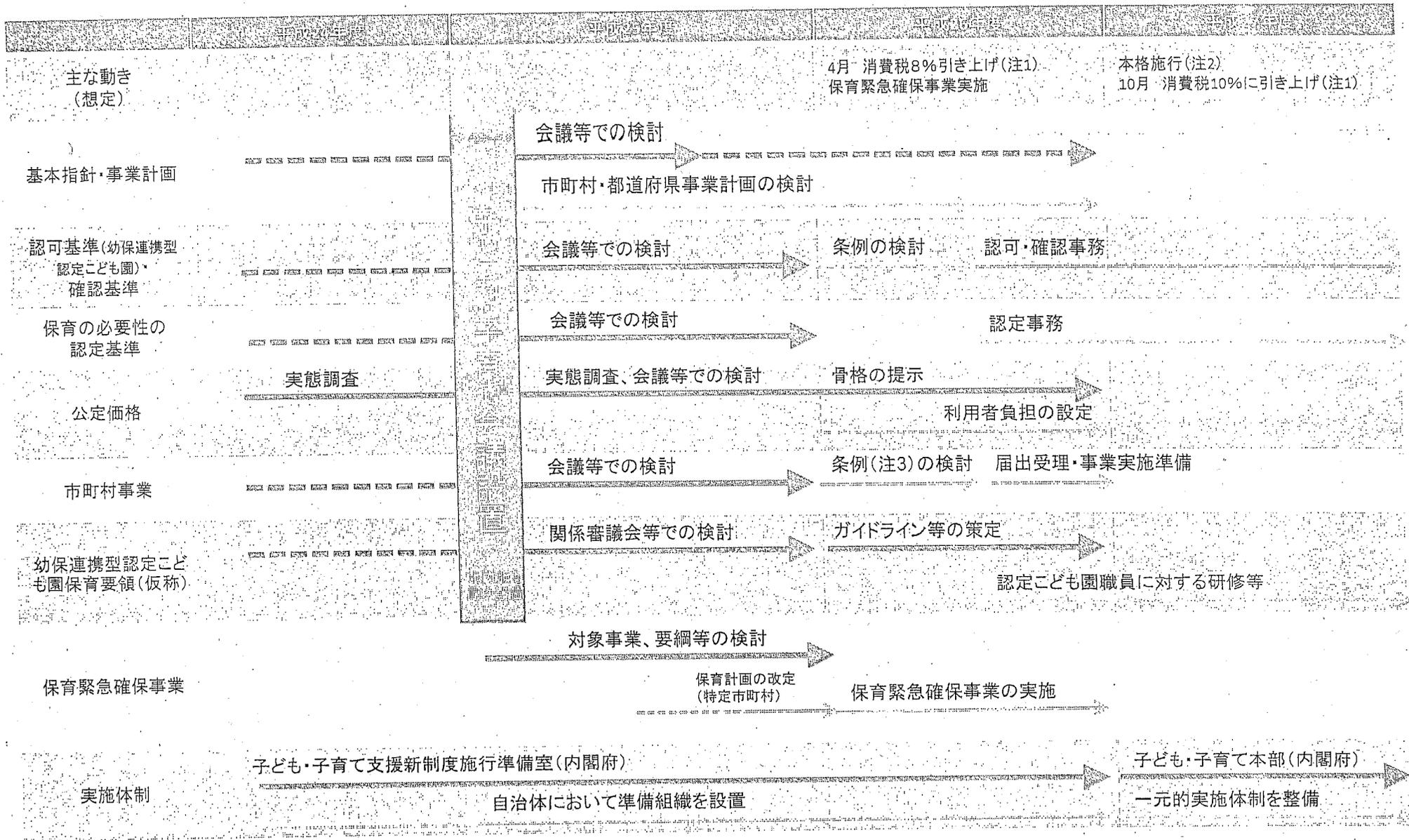
7月18日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会における審議開始

8月10日 参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会及び参議院本会議で3法案を可決・成立

8月22日 子ども・子育て関連3法を公布

本格施行までの現時点での想定イメージ(平成27年度施行を想定)

国で実施 自治体で実施



(注1)消費税率の引き上げは、経済状況の好転が条件とされている。
 (注2)本格施行の時期については、実際の消費税率引上げ時期を踏まえて検討。
 (注3)地域子ども・子育て支援事業の関係では、放課後児童健全育成事業の基準を条例で定める必要がある。

認定こども園法の一部改正法の概要

趣旨： 幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、認定こども園の充実を図るとともに、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけを付与し、その設置及び運営その他必要な事項を定める。

概要

(1) 目的規定の修正

- ◆ 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記。

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ◆ 認定の手續（認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定）、教育及び保育の内容

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ◆ 幼保連携型認定こども園の定義
（教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校であり、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設）
- ◆ 教育及び保育の目標及び内容（幼保連携型認定こども園保育要領（仮称）の策定等）、入園資格
- ◆ 設置者（国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人）
- ◆ 設備及び運営の基準（国の基準に基づき都道府県等が条例で基準を定める）
- ◆ 幼保連携型認定こども園に置く職員（園長、保育教諭等）
- ◆ 職員の資格（保育教諭は幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有を原則とすること等）
- ◆ 設置廃止等の手續（認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可）、指導監督
- ◆ 名称の使用制限、罰則 等

(4) その他

- ◆ 主務大臣、検討規定（幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討等）、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等

施行日： 子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手續き等の準備行為は公布の日から施行）

子ども・子育て支援法の概要

趣旨： 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設、地域の子ども・子育て支援の充実のための所要の措置を講ずる。

概要：

- (1) 総則
◆ 子ども・子育て支援法の目的、基本理念、責務規定（市町村・都道府県・国・事業主・国民の責務）、定義規定 【第1条～第7条】
- (2) 子ども・子育て支援給付
◆ 子どものための現金給付（児童手当法の定めるところにより支給される旨を規定。） 【第8条～第10条】
◆ 子どものための教育・保育給付（支給認定（要保育認定等）、施設型給付・地域型保育給付、所得に応じた利用者負担） 【第11条～第30条】
- (3) 給付対象施設・事業者（施設型給付：認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育給付：家庭的保育・小規模保育等）
◆ 施設・事業者の確認手続、基準、責務、確認の取消し、業務管理体制の整備、指導監督 【第31条～第41条、第43条～第53条、第55条～第57条】
◆ 施設・事業者に対し、利用を希望する子どもの利用についての市町村のあつせん及び要請 【第42条、第54条】
◆ 施設・事業者に係る教育・保育の内容や施設等の運営状況等の情報の報告義務、都道府県による当該情報の公表等 【第58条】
- (4) 地域子ども・子育て支援事業
◆ 利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ、妊婦健診 等 【第59条】
- (5) 子ども・子育て支援事業計画
◆ 国の基本指針（子ども・子育て支援の意義、提供体制の確保のための参酌基準等）、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の策定 【第60条～第64条】
- (6) 費用等
◆ 給付・事業に応じた国・地方の費用負担、交付金の交付及び補助、事業主拠出の充当範囲、拠出金率の上限(1.5%以内で政令で定める) 【第65条～第71条】
- (7) 子ども・子育て会議等
◆ 子ども・子育て会議の設置、組織、権限及び運営、市町村等の合議制機関の設置努力義務 等 【第72条～第77条】
- (8) 雑則 【第78条～第82条】
- (9) 罰則 【第83条～第87条】
- (10) 附則
◆ 幼稚園教諭・保育士等の処遇改善・人材育成の検討、行政組織の在り方の検討、次世代育成支援対策推進法延長の検討、安定財源の確保、私立保育所への委託費の支払 等 【附則第2条、第3条、第6条】

施行日： 政令で定める日から施行(※)（恒久財源を得て早期に本格実施。具体的な期日については、税制抜本改革による消費税率の引き上げの時期を踏まえるとともに、地方公共団体での円滑な実施に向けた準備に一定期間を要することも考慮して検討）
※給付対象施設・事業者の確認の手続き等の準備行為は公布の日、子ども・子育て会議等は平成25年4月1日、待機児童解消のための先行的な事業は政令で定める日等から段階的に施行 【附則第1条】

子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の概要

趣旨： 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉法など五十五の関係法律について規定を整備する。

概要：

(1) 児童福祉法の一部改正

① 児童福祉法第24条の改正

- ◆ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う（現行どおり）
- ◆ 小規模保育等の提供体制の確保義務
- ◆ 利用のあっせん、要請
- ◆ 待機児童がいる市町村が利用調整 ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
- ◆ 虐待等の入所の措置（あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加）

② 保育所の認可制度の改正

- ◆ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

③ 小規模保育等の認可を規定

- ◆ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定（規定内容は保育所の認可と同様）

④ 放課後児童健全育成事業の改正

- ◆ 対象年齢の見直し（おおむね10歳未満の小学生→小学生）
- ◆ 基準の法定（具体的基準は条例制定、人的要件（従事する者・員数）は従うべき基準）等

(2) 内閣府設置法の一部改正

- ① 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加
- ② 子ども・子育て会議を設置、子ども・子育て本部を設置

施行日： 子ども・子育て支援法の施行の日から施行（※認可の手続き等の準備行為は公布の日から施行）

修正協議を踏まえ法律に盛り込まれた検討事項

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(抄)

附則
(検討)

第二条 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(以下「新認定こども園法」という。)の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○子ども・子育て支援法(抄)

附則
(検討)

第二条 政府は、総合的な子ども・子育て支援の実施を図る観点から、出産及び育児休業に係る給付を子ども・子育て支援給付とすることについて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、平成二十七年度以降の次世代育成支援対策推進法(平成十五年法律第百二十号)の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並びに保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

4 政府は、この法律の公布後二年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

5 政府は、前各項に定める事項のほか、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(財源の確保)

第三条 政府は、教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための安定した財源の確保に努めるものとする。

* 下線部分が修正協議を踏まえ追加された規定

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年6月26日 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 制度施行までの間、安心こども基金の継続・充実を含め、子ども・子育て支援の充実のために必要な予算の確保に特段の配慮を行うものとする。
- 2 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 3 幼児教育・保育の無償化について、検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 4 新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 5 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。
- 6 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。

(1/1)

子ども・子育て支援法案、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び子ども・子育て支援法及び総合こども園法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月10日 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 1 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。
- 2 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- 3 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- 4 施設整備に対する交付金による支援については、現行児童福祉法第五十六条の二の規定に基づく安心こども基金からの施設整備補助(新設、修理、改造、拡張又は整備に要する費用の四分の三以内。耐震化その他の老朽化した施設の改築を含む。)の水準の維持を基本とすること。また、給付費・委託費による長期に平準化された支援との適切な組合せにより、それぞれの地域における保育の体制の維持、発展に努めること。

(1/3)

- 5 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- 6 大都市部を中心に待機児童が多数存在することを踏まえるとともに、地方自治体独自の認定制度が待機児童対策として大きな役割を果たしていることを考慮し、大都市部の保育所等の認可に当たっては、幼児教育・保育の質を確保しつつ、地方自治体が特例的かつ臨時的な対応ができるよう、特段の配慮をすること。
- 7 市町村による地域の学校教育・保育の需要把握や、都道府県等による認定こども園の認可・認定について、国として指針や基準を明確に示すことにより、地方公共団体における運用の適正を確保すること。
- 8 新たな幼保連携型認定こども園の基準は、幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする。
- 9 現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化及び支援に配慮すること。
- 10 特別支援教育のための人材の確保と育成により幼児期の特別支援教育の充実を図ること。
- 11 安心こども基金については、その期限の延長、要件の緩和、基金の拡充等を図り、新制度施行までの間の実効性を伴った活用しやすい支援措置となるよう改善すること。その際には、現行の幼稚園型や保育所型の認定こども園における認可外部分に対して、安心こども基金が十分に活用されるよう、特に留意すること。
- 12 新制度により待機児童を解消し、すべての子どもに質の高い学校教育・保育を提供できる体制を確保しつつ、幼児教育・保育の無償化について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。当面、幼児教育に係る利用者負担について、その軽減に努めること。

(2/3)

- 13 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。
- 14 施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努めるものとする。
- 15 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図るためには、一兆円超程度の財源が必要であり、今回の消費税率の引上げにより確保する〇・七兆円程度以外の〇・三兆円超について、速やかに確保の道筋を示すとともに、今後の各年度の予算編成において、財源の確保に最大限努力するものとする。
- 16 放課後児童健全育成事業をはじめとする地域子ども・子育て支援事業については、住民のニーズを市町村の事業計画に的確に反映させるとともに、市町村の事業計画に掲げられた各年度の取組に応じて、住民にとって必要な量の確保と質の改善を図るための財政支援を行う仕組みとすること。
- 17 放課後児童健全育成事業の対象として、保護者の就労だけでなく、保護者の疾病や介護なども該当することを地方自治体をはじめ関係者に周知すること。
- 18 妊婦健診の安定的な制度運営の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- 19 ワーク・ライフ・バランスの観点から、親が子どもとともに家族で過ごす時間や地域で過ごす時間を確保できるよう国民の働き方を見直し、家族力や地域力の再生と向上に取り組むこと。

右決議する。

(3/3)

社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ① 認定こども園法の一部改正法案を提出し、以下を措置する。
 - 幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持たせる。
 - 新たな幼保連携型認定こども園については、既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけない。
 - 新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。
- ② 子ども・子育て支援法案については、以下のように修正する。
 - 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を創設し、市町村の確認を得たこれらの施設・事業について財政支援を行う。
 - ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を引き続き担うことに基づく措置として、民間保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとする。
 - 保育の必要性を市町村が客観的に認定する仕組みを導入する。
 - この他、市町村が利用者支援を実施する事業を明記するなどの修正を行う。
 - 指定制に代えて、都道府県による認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入する(児童福祉法の改正)。その中で、社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - 地域需要を確実に反映するため、認可を行う都道府県は、実施主体である市町村への協議を行うこととする。
 - 小規模保育等の地域型保育についても、同様の枠組みとした上で、市町村認可事業とする。
- ③ 関係整備法案については、児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととするなどの修正を行う。

社会保障・税一体改革に関する確認書(平成24年6月15日)(子育て関連部分)

- ④ 上記の修正にあわせて、内閣府において子ども・子育て支援法及び改正後の認定こども園法を所掌する体制を整備することなど所要の規定の整備を行う。
- ⑤ その他、法案の附則に所要の検討事項を盛り込む。
- 政府は、幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一体化を含め、その在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 政府は、質の高い教育・保育の提供のため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童クラブ指導員等の処遇の改善のための施策の在り方並びに潜在保育士の復職支援など人材確保のための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
 - 政府は、幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に努めるものとする。
 - 政府は、この法律の施行後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 - 政府は、次世代育成支援対策推進法の平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の施策を講ずるものとする。
- ⑥ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に努めるため、今回の消費税率の引き上げによる財源を含めて1兆円超程度の財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力するものとする。

【認定こども園法の一部改正のポイント】

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない)。
- また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

〈認定こども園法の一部改正〉

〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 罰則



〈参考：総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等
▪教育及び保育の目標及び内容、入園資格 等
- (3) 総合こども園の設置等
▪設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人
▪区分経理・配当制限
▪設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督 等
- (4) 雑則 (5) 罰則 (6) 附則



(1) 認定こども園法の目的規定の改正

- 幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- 認定の手續、教育及び保育の内容

※幼稚園型、保育所型、地方裁量型は、現行通り。
※認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- 幼保連携型認定こども園の定義、
- 教育及び保育の目標及び内容、入園資格
- 設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
- 設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手續、指導監督、名称の使用制限、罰則 等

※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない
※認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

(4) その他

- 主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等
- 附則に次の検討事項を盛り込む。
 - 幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討。
 - 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

【子ども・子育て支援法の議員修正ポイント】

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

(1) 子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
- ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定
 - ・ こども園給付
こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付

- ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)

(2) 給付対象施設・事業者(指定制)

- ・ 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- (4) 子ども・子育て支援事業計画
- (5) 費用等
- (6) 子ども・子育て会議等

(7) その他

- ・ 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。



〈修正後〉

(1) 子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
- ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定

・ 施設型給付

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付

※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。

- ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)

(2) 給付対象施設・事業者

- ・ 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。

(3) 地域子ども・子育て支援事業

- ・ 市町村が利用者支援を実施する事業を明記。

- (4) } 修正なし
- (5) }

(6) 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化

(7) 附則に次の検討事項を追加。

- ・ 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
- ・ 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
- ・ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため安定財源確保
- ・ 次世代育成支援対策推進法の延長の検討

○ 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととすること、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備、などを行うための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- (1) 認定こども園法の廃止
- (2) 児童福祉法の一部改正
 - ① 各事業の定義の明記
 - 保育所は満3歳未満児を保育する施設
 - ※満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
 - ② 児童福祉法第24条の改正
 - 市町村の保育の提供体制の確保義務
 - 利用のあっせん・要請
 - 待機児童がいる市町村が利用調整
 - 虐待等の入所の措置
 - ③ 保育所の認可
 - ④ 小規模保育等の届出
- (3) 内閣府設置法の改正
 - 総合こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正

等



- (1) 認定こども園法の廃止規定の削除
- (2) 児童福祉法の一部改正
 - ① 各事業の定義の明記
 - 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設
 - ② 児童福祉法第24条の改正
 - 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
 - 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - 利用のあっせん、要請
 - 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
 - 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)
 - ③ 保育所の認可制度の改正
 - 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
 - ④ 小規模保育等の認可を規定
 - 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定
(規定内容は保育所の認可と同様)
- (3) 内閣府設置法の改正
 - 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正

子ども・子育て支援

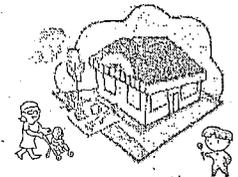
- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実

より子どもを生み、
育てやすく

【主な内容】

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設(幼保連携型認定こども園)の改善、普及の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に



○ 待機児童対策を強かに推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)



○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実